



環境省説明資料

2024年6月13日

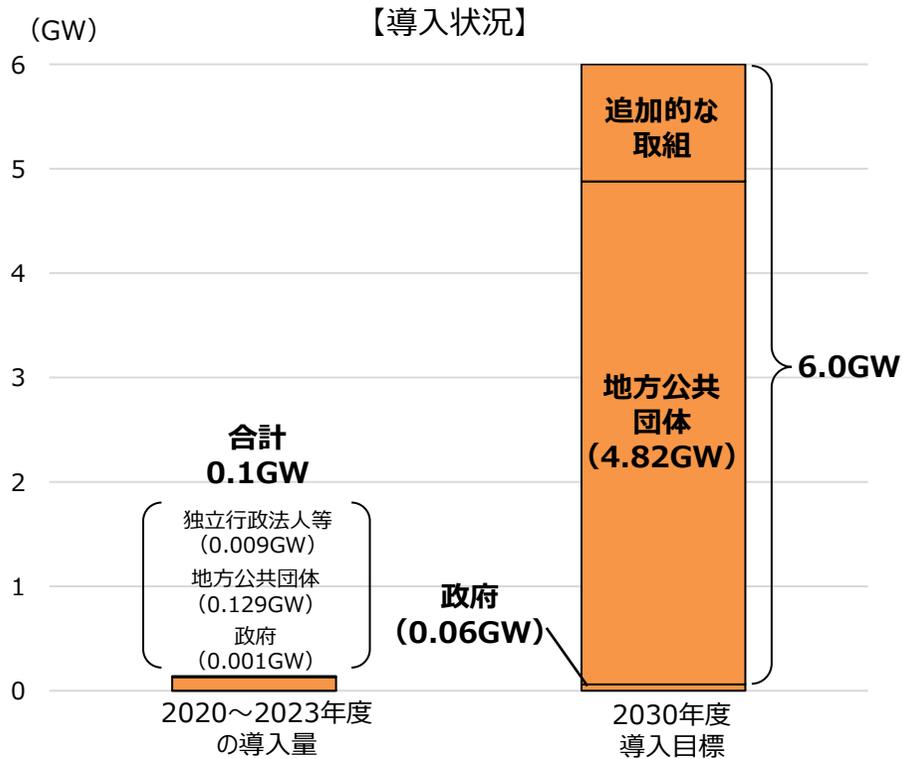
環境省



関係省庁による施策のフォローアップ

| 電源 | | 施策 | 関係省庁名 |
|-------|----|--|-----------|
| 太陽光 | | 公共部門の率先実行 (6.0GW) | 環境 |
| | | 地域共生型太陽光発電の導入／地域共生型再エネの導入促進 (8.2GW) | ★環境・農水 |
| | | 空港の再エネ拠点化 (2.3GW) | 国交 |
| | | 民間企業による自家消費促進 (10.0GW) | 環境 |
| | | 新築住宅への施策強化 (3.5GW) | ★国交・経産・環境 |
| 風力 | 陸上 | 環境アセスメントの対象の適正化等 (2.0GW) | ★経産・環境 |
| | | 改正温対法による促進 (0.6GW) | 環境 |
| | | 系統増強等 (2.0GW) | 経産 |
| | 洋上 | ハンズオンサポートの実施等 (再エネ海域利用法に基づく案件形成と公募の実施) (2.0GW) | ★経産・国交・環境 |
| | | 系統増強等 (2.0GW) | 経産 |
| 地熱 | | JOGMECによるリスクマネーの供給・先導的資源量調査や掘削技術開発の成果の共有等を実施 (0.3GW) | ★経産・環境 |
| | | 自然公園内を中心とした、JOGMEC自らが行う「先導的資源量調査」の実施等 (0.5GW) | ★経産・環境 |
| | | 旧ミックス達成に向けた施策強化 ※50億kWh | ★経産・環境 |
| 水力 | | 既存設備の最適化・高効率化/長時間流入量予測技術の活用等による効率的な貯水池運用の実施 ※80億kWh | ★経産・国交 |
| | | 旧ミックス達成に向けた施策強化 ※50億kWh | ★経産・国交・農水 |
| バイオマス | | 国産木質バイオマス利活用の拡大やバイオマス燃料の持続可能性確保 (0.08GW) | ★経産・農水 |
| | | 廃棄物発電の導入加速 (0.6-0.7GW) | 環境 |

【施策】 公共部門の率先実行 (6.0GW)
【省庁】 環境省、その他関係府省庁



※2030年度導入目標 (6.0GW) の内訳は、エネルギーミックス策定後に、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」等での議論を経て定めたもの。

【導入量の把握方法】

- 政府保有施設、独立行政法人等については、毎年度実施する政府実行計画の実施状況調査で太陽光発電の導入量を調査 (※)
- 地方公共団体の保有施設については、毎年度実施する「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」で太陽光発電の導入量を調査 (※)
 ※太陽光発電の導入量は2022年度実績と2023年度の導入予定量を調査

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省、その他関係府省庁】

- 政府保有施設について、政府実行計画に基づく太陽光発電導入目標の達成に向けた導入を実施。(約0.001GW) (※)
- 地方公共団体の保有施設について、地方公共団体実行計画に基づく取組が進むよう財政支援及び技術支援を実施。(約0.129GW) (※)
- 独立行政法人について、政府の取組に準じて導入を実施。(約0.009GW) (※)
 ※2022年度実績と2023年度の導入予定量の合計
- 公共部門の太陽光発電導入目標達成等に向けて必要な検討や取組の円滑な実施を図るため、2023年9月に環境省が事務局となり全府省庁を構成員とする「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置し、2024年3月の第2回連絡会議で、政府保有施設について府省庁ごとの目標 (0.06GW) を、地方公共団体の保有施設について関係省庁で施設種別の導入目標 (4.82GW) を設定。
- 各府省庁において政府施設における太陽光発電の整備計画を策定するとともに、関係省庁において地方公共団体に対して太陽光発電導入の取組を推進するよう通知を发出。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題】目標に向けた着実な導入

- 政府施設について、導入目標の達成に向けて、各府省庁で策定した太陽光発電の整備計画に基づき、着実に導入を進める。(0.06GW)
- 地方公共団体による導入を推進するため、環境省をはじめとして、各省庁で連携しながら、地方公共団体の所管部局に対して、支援や助言、情報提供等を実施していく。(4.82GW)
- 公共部門6GWの達成に向け、導入ポテンシャルの把握に関する追加的な取組として、政府施設における追加的なポテンシャルの再検討や、独立行政法人等のポテンシャルの把握と目標への算入、更なるポテンシャルの継続的な把握を行う。
- ペロブスカイト太陽電池について、新技術の開発状況や仕様の詳細が明らかになった段階でその扱いを検討することとする。なお、政府施設におけるペロブスカイト太陽電池の設置に適した屋根や壁面についての調査を実施し、調査結果を踏まえて、ペロブスカイト太陽電池に関する目標の検討を行う。
- 以上の取組について、連絡会議で着実にPDCAを回していく。

政府実行計画（2021年10月22日閣議決定）（概要）

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 目標を2030年度までに**50%削減**（2013年度比）と設定。その達成に向け、再エネ導入については、設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指すこととしている。
- また、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。



※地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定することとされており、地球温暖化対策計画において政府実行計画に準じて取組を行うことが求められている。

〈太陽光発電の目標実現に向けて〉

- 公共部門（政府・地方公共団体）での太陽光発電6.0GWの導入（2030年度）達成に向け、環境省が事務局となり全府省庁を構成員とする「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を開催。（第1回：2023年9月、第2回：2024年3月）
- 政府全体（防衛省を除く）の導入ポテンシャルから、6.0GWに対応する政府の導入目標を57MW（0.06GW）と設定。導入目標の達成に向けて**各府省庁において太陽光発電整備計画を策定**。
- 地方公共団体の保有施設については、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、**施設種別（行政施設、小中学校施設、医療施設、廃棄物処理施設等）の導入目標を設定**。（施設種別全体での導入目標は4.82GW）
- 上記のほか、以下の追加的な取組を実施する。
 - ①政府施設に関し、耐震工事を行うことで設置可能となる場合等を追加。
 - ②独立行政法人・国立大学法人におけるポテンシャル調査、目標設定を促し、公共部門に算入。
- ペロブスカイト太陽電池について、公共施設での導入目標の先行検討や率先導入に向け、2024年の調査においてまずは政府施設でのポテンシャルの調査を実施予定。

政府施設における太陽光発電の施設種別の導入目標

■ 2024年3月開催の「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」(第2回)で決定。

| 府省庁名 | 太陽光発電の設置状況 (2021年度までの実績) | | 太陽光発電の設置状況 (2022年度の新規導入実績) | | 太陽光発電の設置状況 (2023年度新規導入実績・導入見込み) | | 太陽光発電の設置状況(合計) | | 太陽光発電の導入ポテンシャル (2021年度までの実績+2022年度実績+ 新規導入ポテンシャル+2023年度設置のC 判定) | | 導入目標 (件数) (全体ポテン シャル×50%) | 導入割合 (件数) (導入目標に対する導 入件数の割合) | 導入目標 (設備容量) (全体ポテンシャル× 50%-設置状況 (2021実績)) ()は全体ポテンシャルの 50%を超えて導入済みの 設備容量 | 導入割合 (導入目標に対 する2022年度 以降に導入され た設備容量 の割合) |
|-----------|-----------------------------|--------|-------------------------------|------|------------------------------------|------|----------------|---------|--|-------------|------------------------------------|---------------------------------------|--|---|
| | 設置件数 | 設備容量 | 設置件数 | 設備容量 | 設置件数 | 設備容量 | 設置件数 | 設備容量 | 設置件数 | 設備容量 | | | | |
| | (件) | (kW) | (件) | (kW) | (件) | (kW) | (件) | (kW) | (件) | (kW) | | | | |
| 内閣官房 | 3 | 447 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 5 | 476 | 3 | 100% | (209) | (※1) |
| 内閣法制局 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 人事院 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 252 | 1 | 0% | 126 | 0.0% |
| 内閣府 | 10 | 235 | 0 | 0 | 1 | 10 | 11 | 10 | 19 | 566 | 10 | 110% | 48.0 | 20.8% |
| 宮内庁 | 11 | 160 | 2 | 21 | 0 | 0 | 13 | 21 | 31 | 1,322 | 16 | 81% | 501 | 4.2% |
| 公正取引委員会 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 警察庁 | 17 | 297 | 1 | 30 | 0 | 0 | 18 | 30 | 48 | 3,056 | 24 | 75% | 1,231 | 2.4% |
| 個人情報保護委員会 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| カジノ管理委員会 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 金融庁 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 消費者庁 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| デジタル庁 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 復興庁 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 総務省 | 4 | 91 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 6 | 118 | 6(※5) | (※5) | 118(※5) | (※5) |
| 法務省(※3) | 181 | 3,938 | 6 | 361 | (※3) | (※3) | 187 | 361 | 569 | 26,389 | 285 | 66% | 9,257 | 3.9% |
| 外務省 | 6 | 160 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 7 | 440 | 4 | 150% | 60 | 0.0% |
| 財務省 | 241 | 3,210 | 2 | 121 | 3 | 136 | 246 | 257 | 1,329 | 36,473 | 665 | 37% | 15,027 | 1.7% |
| 文部科学省 | 1 | 82 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 82 | 1 | 100% | (41) | (※1) |
| 厚生労働省 | 123 | 1,928 | 2 | 10 | 4 | 62 | 129 | 72 | 1,104 | 38,182 | 552 | 23% | 17,163 | 0.4% |
| 農林水産省 | 11 | 111 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 247 | 8,366 | 124 | 9% | 4,072 | 0.0% |
| 経済産業省 | 4 | 265 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 6 | 470 | 3 | 133% | (30) | (※1) |
| 国土交通省(※4) | 179 | 2,300 | 1 | 60 | (※4) | (※4) | 180 | 60 | 880 | 22,200 | 440 | 41% | 8,800 | 0.7% |
| 環境省 | 110 | 1,015 | 2 | 11 | 2 | 45 | 114 | 56 | 260 | 4,782 | 130 | 88% | 1,376 | 4.1% |
| 防衛省 | 15 | 162 | 0 | 0 | (※2) | (※2) | (※2) | (※2) | (※2) | (※2) | (※2) | (※2) | (※2) | (※2) |
| 会計検査院 | 2 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 50 | 1 | 200% | (25) | (※1) |
| 政府全体 | 918 | 14,450 | 16 | 614 | 10 | 253 | 929(※2) | 867(※2) | 4,516(※2) | 143,222(※2) | 2,265(※2) | 41.0%(※2) | 57,473(※2) | 1.5%(※2) |
| 内閣官房・内閣府 | 12 | 682 | 0 | 0 | 1 | 10 | 14 | 10 | 24 | 1,042 | 13 | 107.7% | - | - |

・建築物・敷地を保有していない府省庁については、各項目を「-」としている。

・内閣府の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、建設中の庁舎の新規導入分を含む。

(※1)：2021年度実績で全体ポテンシャルの50%を超えて導入済みの場合、目標が設定されないため、導入割合も計算されない。

(※2)：防衛省は全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画(マスタープラン)を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討予定。なお、政府全体の設置可能な建築物・敷地に対する導入割合、太陽光発電の導入ポテンシャル、導入目標は防衛省を除いた値。

(※3)：法務省の「太陽光発電の導入ポテンシャル」及び「導入目標」は、今般、具体的な導入目標及び太陽光整備計画を策定するに当たって、矯正施設におけるセキュリティ対策等の観点からの支障の有無等を踏まえて算出したもの。また、同省の「太陽光発電の設置状況(2023年度新規導入実績・導入見込み)」は精査中。

(※4)：国土交通省においては、対象となる建築物、敷地がFU調査ベースで、約5,000件あり、2030年度に向けて、ポテンシャルを精査していくが、対象となる施設が非常に多く、現時点では、精査が困難なことから、概算の数値での算出となっている

(※5)：総務省では件数、設備容量での導入ポテンシャルの50%への導入は達成済みであり、導入ポテンシャル全体である件数6件、設備容量118kWを目標とした。導入割合は目標の考え方が異なるため対象外。

地方公共団体保有施設における太陽光発電の施設種別の導入目標

■ 2024年3月開催の「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」(第2回)で決定。

| 【設置可能性について】 太陽光発電設備の設置にあたって、主要な建築物ごとに各判定項目(立地場所の環境や空きスペースの面積、耐震性等)により、3段階の簡易判定基準で評価。 なお、ここでいう「設置可能性はあるが懸念事項がある」とは、法的要因(条例等により再エネ設備の設置が制限されている等)や、物理的要因(設置場所が年間通じて日影になる等)のみであり、それ以外の要因(予算不足や投資対効果等)は考慮していません。実際の導入ポテンシャルはこれより下回る可能性があることに留意。 | 導入実績(既設) ※建築物・敷地の合計 | | 導入ポテンシャル<推計値含む> 簡易判定基準における「設置可能性が高い」と「設置可能性はあるが懸念事項がある」の合計 | | | | 6.0GW達成に向けた目標値 |
|---|------------------------|----------------|---|-------------------------------|----------|----------------------------|---------------------------------|
| | 令和3年度までに設置済み | 令和4年度以降に設置済・予定 | 建築物 | | 敷地 | | 導入目標(※1) (暫定目標) |
| | 設備容量(kW) | 設備容量(kW) | 設備容量(kW) | <推計値>* 回答団体の人口カバー率で割戻し(kW) | 設備容量(kW) | <推計値>* 回答団体の回答率で割戻し(kW) | 全体ポテンシャルの50%-R3年度までの既設により算出(kW) |
| 市民文化系施設 | 14,676 | 2,883 | 149,973 | 328,764 | 24,518 | 66,107 | 192,000 |
| 社会教育系施設 | 23,361 | 4,576 | 226,979 | 473,212 | 40,808 | 116,497 | 285,000 |
| 社会体育施設 | 14,323 | 2,251 | 268,191 | 588,198 | 38,562 | 78,786 | 327,000 |
| 幼稚園施設 | 1,465 | 1,544 | 34,694 | 92,171 | 1,451 | 2,100 | 47,000 |
| 小中学校施設 | 139,553 | 21,268 | 1,272,697 | 2,478,619 | 122,279 | 301,329 | 1,331,000 |
| 特別支援学校施設 | 6,363 | 654 | 74,434 | 114,495 | 1,662 | 2,643 | 56,000 |
| 高等学校施設 | 21,345 | 1,183 | 405,883 | 605,059 | 7,045 | 13,947 | 299,000 |
| 児童福祉施設 | 9,079 | 1,603 | 149,664 | 323,117 | 8,063 | 29,083 | 172,000 |
| 社会福祉施設 | 10,221 | 1,794 | 113,301 | 257,311 | 17,229 | 28,680 | 139,000 |
| 医療施設 | 3,902 | 221 | 44,689 | 110,700 | 6,443 | 44,567 | 76,000 |
| 行政施設 | 37,915 | 9,555 | 149,300 | 311,415 | 35,531 | 93,774 | 188,000 |
| 消防施設 | 6,393 | 786 | 54,615 | 102,751 | 19,843 | 23,880 | 61,000 |
| 警察施設 | 3,401 | 324 | 33,872 | 50,237 | 3,473 | 4,691 | 26,000 |
| 公営住宅 | 11,799 | 403 | 303,299 | 700,997 | 74,156 | 189,776 | 440,000 |
| 廃棄物処理施設 | 42,388 | 4,426 | 102,672 | 184,123 | 31,570 | 64,902 | 106,000 |
| 水道施設 | 21,979 | 7,042 | 84,469 | 170,218 | 42,389 | 58,246 | 107,000 |
| 下水道施設 | 35,350 | 977 | - | - | - | - | (※2) 160,000 |
| その他施設(※3) | 320,247 | 67,584 | 1,043,925 | 1,473,067 | 266,431 | 402,678 | 812,000 |
| 地方公共団体施設の施設種別合計(※4) | 723,761 | 129,075 | 4,512,655 | 8,364,455 | 741,451 | 1,521,685 | 4,824,000 |

※1 地方公共団体施設における「導入目標」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査により把握した太陽光発電設備の導入ポテンシャルをベースに算出したもの(下水道施設を除く)。

本導入目標を参考に、地方公共団体自身が政府実行計画に準じた目標(自団体の設置可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置する等)を設定し、自ら取り組むことを想定しているが、関係省庁で連携しながら支援や助言、情報提供等を実施する。

※2 下水道施設における「導入目標」は、第17回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 会議資料1-1「水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標」で公表されている数値を基に算出したもの。

※3「その他施設」には、総計値だけ回答した団体の数値を含む(総計値と施設分類別合計値の乖離分を算出し、その値を「その他施設」へ計上)。

※4 施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足し上げた場合の数値と一致しない場合がある。

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度予算 42,520百万円 (35,000百万円)】環境省
【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・暮らし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

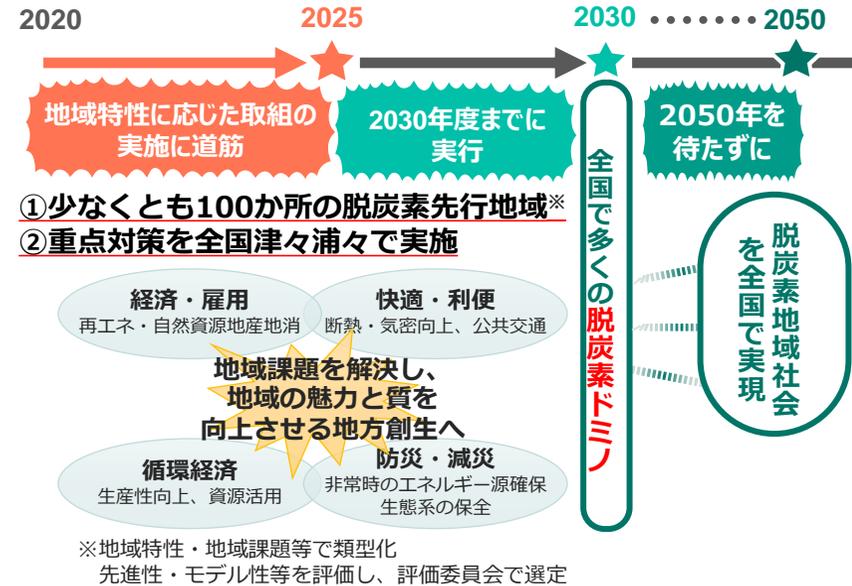
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

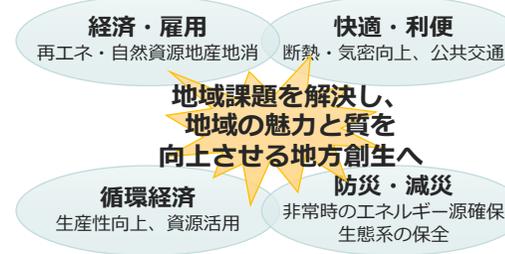
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



- ①少なくとも100か所の脱炭素先行地域※
- ②重点対策を全国津々浦々で実施



<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

| (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 | | (2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金【GX】 | |
|----------------------|--|--|---|
| 事業区分 | 脱炭素先行地域づくり事業 | 重点対策加速化事業 | |
| 交付要件 | ○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等) | ○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上) | ○脱炭素先行地域に選定されていること |
| 対象事業 | <p>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型・地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p> | <p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。</p> | <p>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p> |
| 交付率 | 原則 2 / 3 | 2 / 3 ~ 1 / 3、定額 | 原則 2 / 3 |
| 事業期間 | おおむね 5 年程度 | | |
| 備考 | <p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む</p> | | |





【令和6年度予算 2,000百万円 (2,000百万円)】

【令和5年度補正予算額 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附属設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

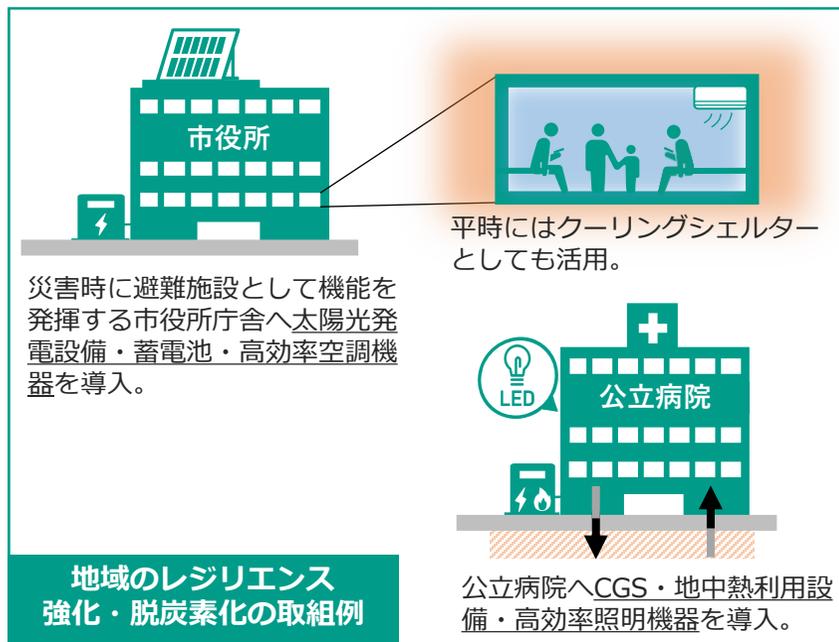
※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設
- 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・未利用エネルギー設備等



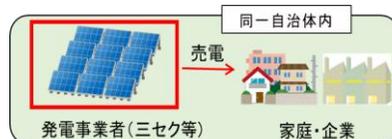
地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

- GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債

【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業（再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車）
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業等））についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）を一般会計にも拡充

3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・蓄電池・自営線・エネルギーマネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
 - ・省CO2設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象（庁舎等は対象外）
 - ・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象（通常の公用車は対象外）
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 辺地対策事業債（充当率100%、交付税措置率80%）の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象（第三セクター等に対する補助金を含む）。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備（※）及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。
 - ※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

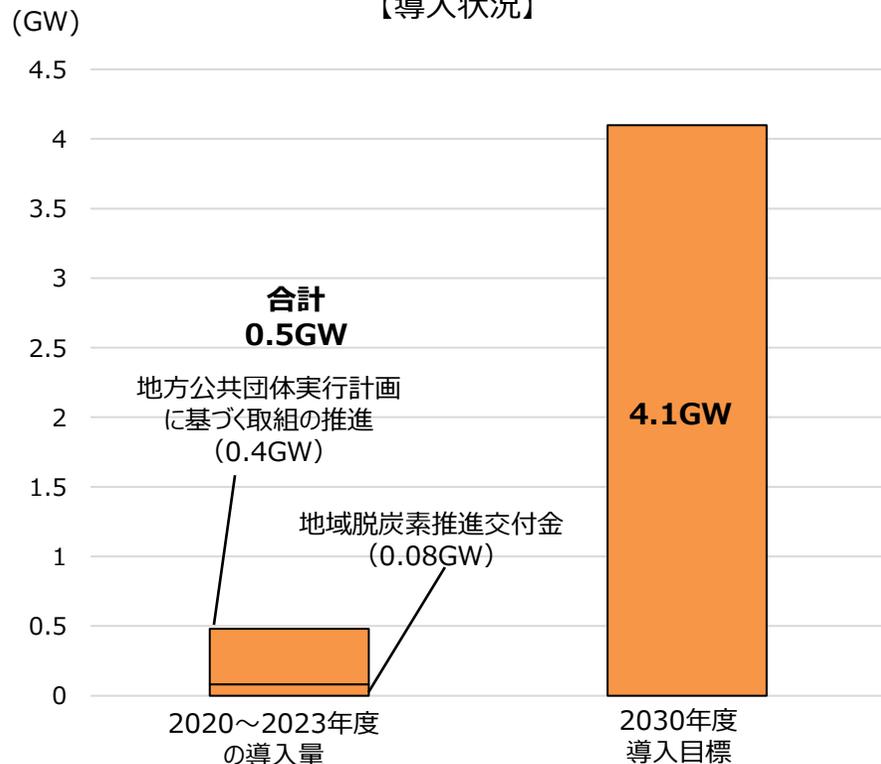
| 対象事業 | 充当率 | 交付税措置率 |
|---|-----|-------------------|
| 再生可能エネルギー （太陽光・バイオマス発電、熱利用等） 公共施設等のZEB化 | | 50% |
| 省エネルギー （省エネ改修、LED照明の導入） | 90% | 財政力に応じて 30~50% |
| 公用車における電動車の導入 （EV、FCV、PHEV） | | 30% |
| 第三セクター等における再生可能エネルギー設備整備（地域内消費を主目的とする事業）に対する補助 ※事業費の1/2を上限 | 90% | 50% |

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

【施策】 地域共生型太陽光発電の導入 (4.1GW)
【省庁】 環境省

(注) 地域共生型の太陽光発電の関係施策は、
 ①地域共生型太陽光発電の導入 (環境省) (4.1GW)
 ②地域共生型再エネの導入促進 (環境省・農水省) (4.1GW)
 である (合計8.2GW) が、このページでは、**①をフォローアップ**。

【導入状況】



※2023年度末現在、再エネ促進区域による導入量は未存在である。
 ※地方公共団体実行計画に基づく取組の推進は、地方公共団体独自の補助金制度による導入を指す。

【導入量の把握方法】

- 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金) 交付要綱で規定する実績報告
- 地方公共団体により公表された認定地域脱炭素化促進事業計画等
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省】

① 地域脱炭素推進交付金

- 民生電力部門を中心に2050年を待つことなく、2030年度までに脱炭素と地域課題解決を同時に実現する**脱炭素先行地域**及び全国で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業**の取組を推進。
- **脱炭素先行地域づくり事業で73件、重点対策加速化事業で141件**採択。(0.08GW) ※採択団体における計画期間全体での導入予定量：0.9GW

② 再エネ促進区域による導入

- 2022年度**地域脱炭素化促進事業制度**が施行。**地方環境事務所による伴走支援、各種技術的支援、太陽光のゾーニングに係る財政支援**を実施 (32自治体)。
- 2024年4月時点で、**31自治体が太陽光促進区域を設定、太陽光認定事業が1件 (2.5MW)**。

③ 地方公共団体実行計画に基づく取組の推進

- 2021年の地球温暖化対策推進法改正により、都道府県・指定都市等以外の市町村について、**地方公共団体実行計画 (区域施策編) の策定を努力義務**とし、**区域施策編の策定事項として、施策目標 (再エネ導入目標を含む) を追加**。地方公共団体による区域施策編の策定を後押し。
- 地域住民等の意見を反映させ策定した区域施策編に基づく再エネ導入施策 (補助金制度・条例等) の実施を後押し。**(地方公共団体の補助金制度による導入：0.4GW)**

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】 地域脱炭素推進交付金の更なる活用

- これまでに**脱炭素先行地域は4回 (73件) の提案**を採択し、第5回の募集を令和6年6月17日から同年6月28日までの間に予定。

【課題②】 促進区域における事業創出

- **都道府県が市町村と共同で促進区域を設定できる改正地球温暖化対策推進法**により、促進区域設定を加速化。また、2024年度より、促進区域内における**再エネ設備の導入調査に対する財政支援や太陽光の認定地域脱炭素化促進事業への固定資産税の特例措置**を通じて、認定事業の創出を後押しする。

【課題③】 小規模自治体の支援等

- 小規模自治体における、財源や人材の不足等に対応するため、引き続き**地方公共団体実行計画の策定・実施の支援や都道府県と連携した支援、優良事例の横展開等**により、地方公共団体実行計画に基づく取組の後押しを行う。

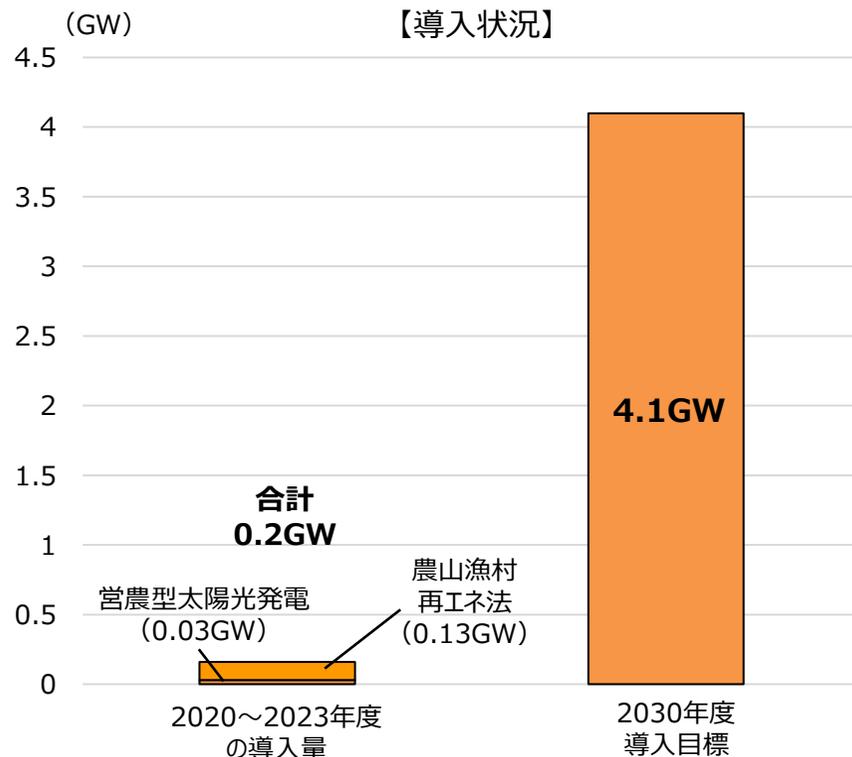
【施策】 地域共生型再エネの導入促進（4.1GW）

【省庁】 環境省・農林水産省

（注）地域共生型の太陽光発電の関係施策は、

- ①地域共生型太陽光発電の導入（環境省）（4.1GW）
- ②地域共生型再エネの導入促進（環境省・農水省）（4.1GW）である（合計8.2GW）が、このページでは、②をフォローアップ。

【ミックス策定から現在までの取組内容】



※上記の「2020～2023年の導入量」には、2019年度末時点でFIT認定済の事業を含む。

【導入量の把握方法】

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく導入量（2020～2022年度）（農林水産省調査）
- 営農型太陽光発電の導入量（2020～2022年度）（資源エネルギー庁調査）

【環境省】

- 2022年度地域脱炭素化促進事業制度が施行。地方環境事務所による伴走支援、各種技術的支援、ゾーニングに係る財政支援を実施。2024年4月時点で、32自治体が促進区域を設定、認定事業が1件（2.5MW）【再掲】

【農林水産省】

- 農山漁村再エネ法を活用し、農山漁村の活性化、地域の活力の向上に資する地域共生型の再エネ導入を促進。2020～2022年度にFIT/FIP認定された導入件数は7件（うち、太陽光、風力：各1件、バイオマス：5件）（0.13GW）
- 営農型太陽光発電について、2020～2022年度までの導入件数は570件（資源エネルギー庁調査）（0.03GW）

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【環境省】

【課題①】地域共生型の再エネ導入の更なる促進

- 以下の取組を通じて、今後更なる地域共生型再エネ（太陽光以外の再エネ種を含む）の導入促進を進める。
- ✓ 都道府県の関与強化等を通じた促進区域設定の加速化
- ✓ 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による支援
- ✓ 地域脱炭素推進交付金を通じた再エネ導入
- ✓ 地域新電力による再エネ導入の促進 等

【農林水産省】

【課題②】農山漁村における地域共生型の再エネ導入の更なる促進

- 以下の取組を通じて、農山漁村地域の活性化等に資する更なる地域共生型再エネの導入を促進する。
- ✓ 農林漁業者や市町村等からの問合せに係るワンストップでの受け付け
- ✓ 再エネ導入に関する専門家による相談対応
- ✓ セミナー、関係者の人材育成等の開催 等

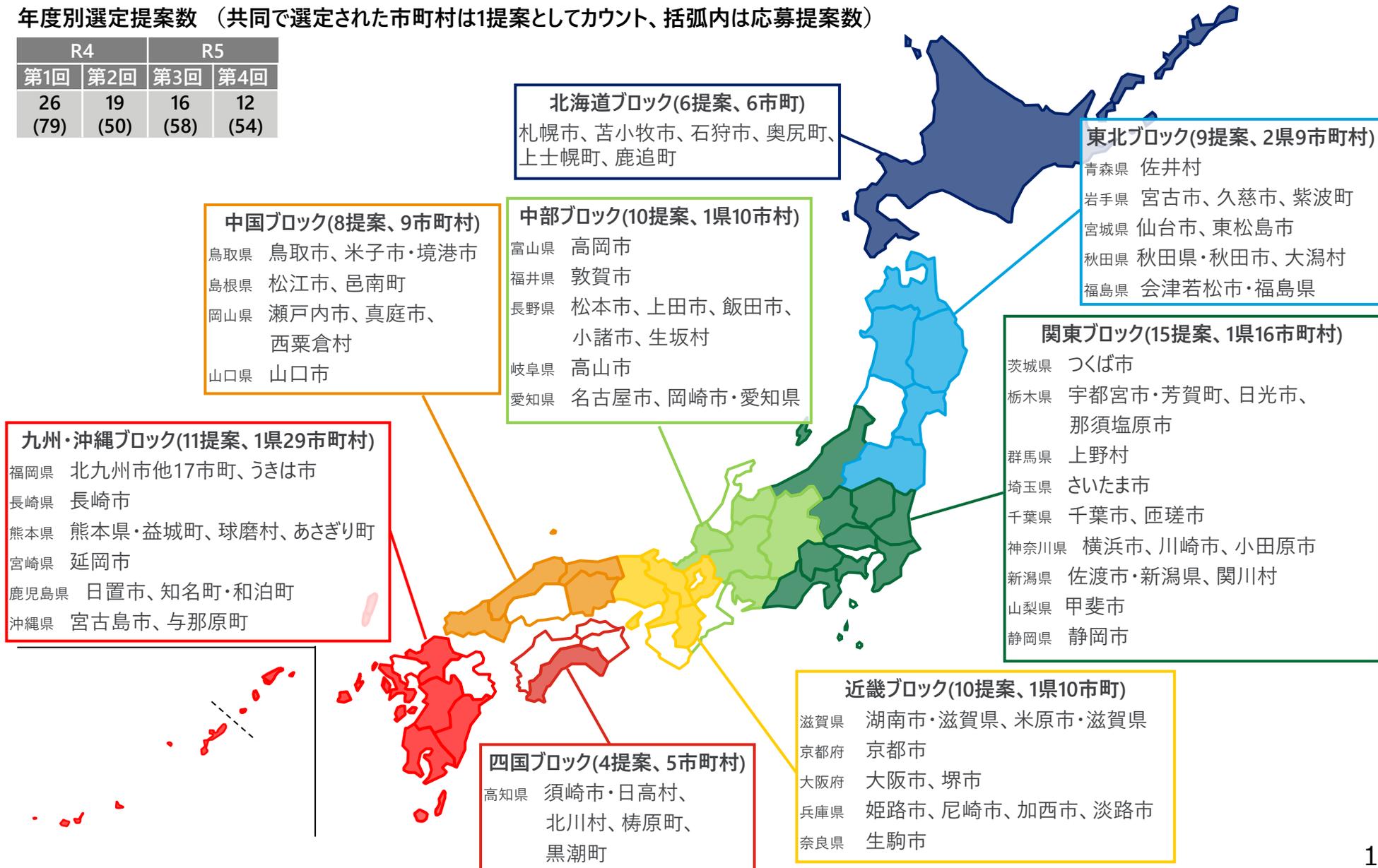
【課題③】営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応

- 下部農地での営農に支障が発生しているなどの状況を改善するため、R6.4.1に施行した改正農地法施行規則やガイドラインの周知、指導等を通じて営農型太陽光発電の適正化と基準等の明確化を通じた手続き事務の円滑化を図る。

脱炭素先行地域(73提案)

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

| R4 | | R5 | |
|------|------|------|------|
| 第1回 | 第2回 | 第3回 | 第4回 |
| 26 | 19 | 16 | 12 |
| (79) | (50) | (58) | (54) |



重点対策加速化事業の計画策定状況

重点対策加速化事業として、141（※）自治体を選定（34府県、81市、26町）

（※）令和6年度開始自治体については、内示済自治体数のみを計上しており、今後、増加予定

令和4年度開始

令和5年度開始

令和6年度開始

32自治体
(11県、15市、6町)

77自治体
(18県、47市、12町)

32自治体
(5府県、19市、8町)
※内示済自治体数のみを計上しており、今後、増加予定

中国ブロック(4県、10市町)

鳥取県 鳥取県、南部町
島根県 島根県、出雲市、美郷町
岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県 山口県

近畿ブロック(4府県11市町)

滋賀県 滋賀県
京都府 京都府、京都市、向日市、京丹後市
大阪府 枚方市、八尾市、河内長野市
兵庫県 芦屋市、宝塚市
奈良県 奈良県、奈良市
和歌山県 和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

九州ブロック(6県、14市町村)

福岡県 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、糸島市、大木町
佐賀県 鹿島市
長崎県 長崎県、松浦市
熊本県 熊本県、熊本市、荒尾市
大分県 大分県、中津市
宮崎県 宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市

四国ブロック(4県5市町)

徳島県 徳島県、北島町
香川県 香川県
愛媛県 愛媛県、新居浜市、鬼北町
高知県 高知県、高知市、土佐町

北海道ブロック(10市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、二セコ町、喜茂別町、滝上町、土幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(4県、12市町)

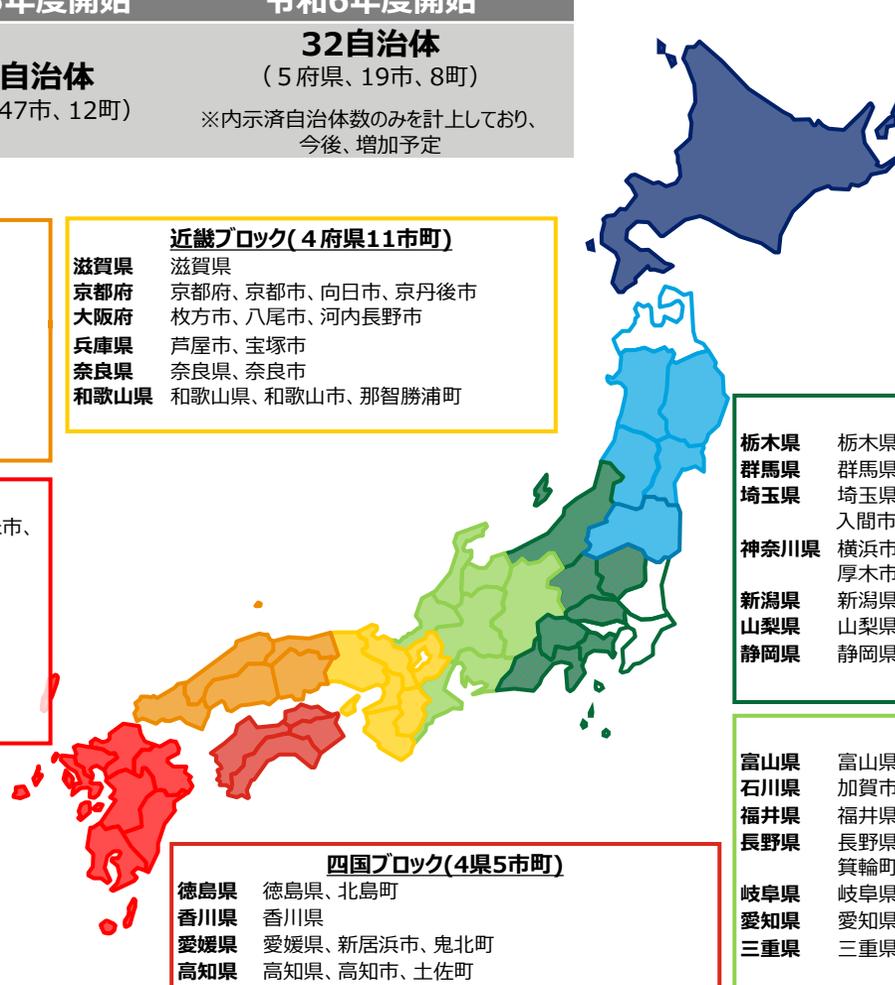
岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
秋田県 鹿角市
山形県 山形県、山形市、長井市
福島県 福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県23市町)

栃木県 栃木県、那須塩原市
群馬県 群馬県
埼玉県 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、白岡市
神奈川県 横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県 新潟県、新潟市、長岡市、燕市、妙高市
山梨県 山梨県
静岡県 静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(6県、22市町村)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、立山町
石川県 加賀市、津幡町
福井県 福井県、越前市
長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曾町、小布施町
岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
愛知県 愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県 三重県、いなべ市、志摩市



促進区域の設定状況（令和6年4月末日時点）①

■ 令和6年4月時点で、**32市町村が促進区域を設定**。設定済の市町村は以下のとおり。

北海道石狩市（太陽光）

・石狩市中心核における5の公共施設と、太陽光発電の導入可能性調査を実施した25の公共施設

北海道当別町（太陽光、中小水力、バイオマス、 地中熱、雪氷熱、下水熱、バイオマス熱利用）

・国及び道の基準において「促進区域に含めることが適切ではない区域（主に農業振興地域、地域森林計画対象森林及び保安林）」を除く区域

北海道八雲町（太陽光）

・町有施設群及び町有地（促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（道の答申案）を除く）

北海道せたな町（太陽光、風力）

風力：ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア
太陽光：ゾーニングによる促進エリア及び調整エリア（ただし、農用地は除く）、
町が所有する公共施設の屋根、町が所有する土地、
町内の住宅等の屋根

北海道釧路町（太陽光）

・「釧路町再エネ導入促進エリア設定ゾーニングマップ」に基づき、小規模太陽光（自家消費型）、大規模太陽光（売電型）の2つに分けてそれぞれ設定

福島県浪江町（太陽光、風力）

・町が所有する公共施設
・請戸地区防災集団移転元地における新産業誘致エリア
・浪江駅周辺整備事業計画区域
・藤橋産業団地、南産業団地、北産業団地、棚塩産業団地、棚塩RE100産業団地

栃木県宇都宮市（太陽光）

・市街化区域、市街化調整区域の地区計画が活用可能なエリア（電力需要のある敷地内の建物、構造物の屋根面等）、市有施設の屋根面等

埼玉県さいたま市（太陽光）

・大宮・さいたま新都心を中心に設定
※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

埼玉県所沢市（太陽光）

・市街化区域

埼玉県入間市（太陽光）

・市有公共施設
※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

促進区域の設定状況（令和6年4月末日時点）②

神奈川県小田原市（太陽光）

- ・市街化区域内
- ※急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地、風致地区、生産緑地地区(営農を営むために必要とするものを除く。)、土砂災害特別警戒区域を除く
- ※事業提案型で促進区域の提案が行われた場合、個別に検討

神奈川県厚木市（太陽光）

- ・建築物の屋上や屋根及び建物の敷地内の土地
- ※住宅は厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画に定める居住誘導区域内

新潟県長岡市（太陽光）

- ・市が所有する公有地、公共施設
- ・工業団地、産業団地
- ・都市計画法第9条第11～13項に基づく準工業・工業・工業専用地域
- ・長岡市立地適正化計画に定める「まちなか居住区域」等

富山県富山市（太陽光）

- ・ゾーニングを実施し、地すべり防止区域や景観まちづくり推進区域など市における「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外したエリア

富山県小矢部市（太陽光）

- ・国及び富山県の基準に基づく「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外した区域

富山県氷見市（太陽光）

- ・宇波地区における遊休地

長野県箕輪町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根
- ・産業団地
- ・町が所有する土地
- ※今後未利用地や駐車場、ため池なども検討

長野県宮田村（太陽光）

- ・村が所有する公共施設の屋根
- ・村が所有する土地
- ・村内の工業団地
- ・耕作放棄地、未利用地、駐車場など

岐阜県恵那市（太陽光）

- ・住宅の屋根上
- ・住宅以外の建物の屋根上

静岡県磐田市（太陽光）

- ・市の所有施設や未利用地

愛知県岡崎市（太陽光）

- ・建物の屋上や屋根及び自家消費するにあたり建物の敷地内の土地

促進区域の設定状況（令和6年4月末日時点）③

滋賀県米原市（太陽光）

- ・米原駅周辺民生施設群の一部

京都府綾部市（太陽光）

- ・公共施設の屋根
- ・公有地
- ・建築物の屋根

奈良県奈良市（太陽光）

- ・市が保有するすべての公共施設の屋根及び敷地

奈良県田原本町（太陽光）

- ・町が所有する太陽光発電設備が設置可能なすべての公共施設の屋根及び敷地

島根県美郷町（太陽光）

- ・町が所有する公共施設の屋根の上
- ・町が所有する土地（未利用地）
- ・農地 ※農地または遊休農地・耕作放棄地へ太陽光発電設備を設置し、パネルの下部または側面などで営農を実施する場合

徳島県阿南市（太陽光）

- ・市が所有する公共施設の屋根
- ・市が所有する土地
- ※事業者及び市民等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能

愛媛県松山市（太陽光）

- ・空港周辺地域の一部
- ・島しょ部地域の一部
- ・市が所有する土地（未利用地）

福岡県福岡市（太陽光）

- ・建築物の屋根 ・公共用地

福岡県うきは市（太陽光、バイオマス）

- ・市が所有する公共施設の屋根や余剰空間
- ・市が所有する土地
- ・久留米・うきは工業団地
- ・その他、市が施策推進するために必要と認めるエリア

佐賀県唐津市（太陽光、風力、中小水力、バイオマス及びその電力を活用した水素製造も含む）

- ・公共施設、公有地

熊本県球磨村（風力）

- ・杣鼻山、秋払山周辺地域
- ・譲葉牧場、大関山、宮ノ尾山周辺地域（計画中の風力発電の周辺地域）

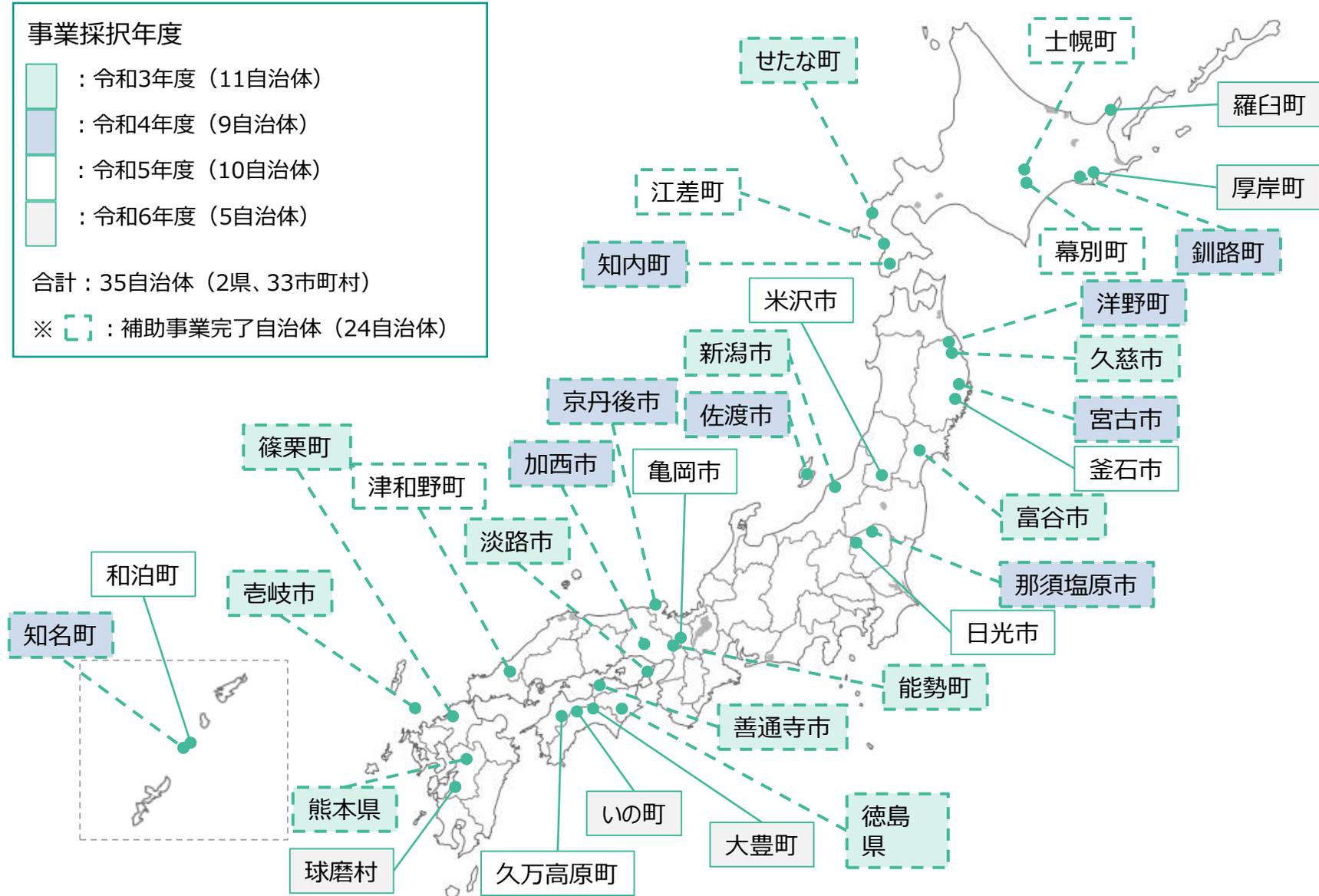
再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業採択団体

事業採択年度

- : 令和3年度 (11自治体)
- : 令和4年度 (9自治体)
- : 令和5年度 (10自治体)
- : 令和6年度 (5自治体)

合計 : 35自治体 (2県、33市町村)

※ : 補助事業完了自治体 (24自治体)



地域脱炭素化促進事業計画の認定事例：富山県氷見市

- 富山県氷見市は、市内遊休地を促進区域として設定。
- 市内の地域エネルギー株式会社である氷見ふるさとエネルギー株式会社により、オフサイトPPA方式にて、北陸電力が市内の需要家に供給する地域脱炭素化促進事業計画を申請し、令和5年11月に市が認定。自然環境保全の調和や売電収入の一部を農業用施設の整備へ活用する等といった、地域共生型再エネの導入拡大を図っている。

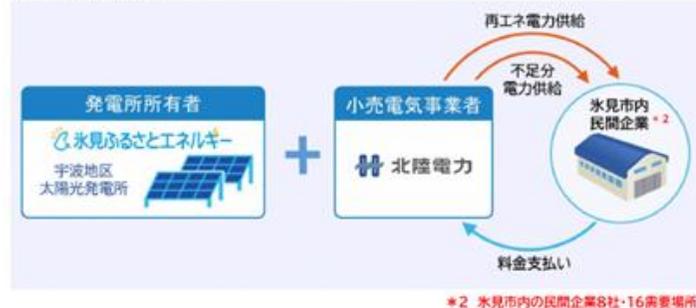
認定地域脱炭素化促進事業者

氷見ふるさとエネルギー株式会社

出資者

氷見市、北陸電力、氷見商工会議所、氷見市観光協会、富山県電気工事工業組合、金融機関（氷見市農業協同組合、北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、富山銀行、氷見伏木信用金庫）

<事業スキーム図>



認定地域脱炭素化促進事業計画の主な内容

○地域脱炭素化促進事業の目標

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出量の削減見込量：1,736t-CO2/年

○地域脱炭素化促進施設の整備の内容

- ・地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
太陽光発電設備 2,500kW
(想定年間発電量：3,478MWh/年)
- ・運転開始時期：令和7年1月(予定)

○地域の環境の保全のための取組

- (1) 自然環境保全との調和：地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響をおよぼすことがないよう、必要に応じた影響の調査、検討等を行う。
- (2) 景観の保全の維持及び向上：地域住民や有識者から必要に応じ意見を聴取し、景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。
- (3) 安全対策：風雨や地震等による地域脱炭素化促進施設の破損や土砂流出への対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、責任を持って問題の解決を行う。

○地域の脱炭素化のための取組

オフサイトPPA方式にて、北陸電力が氷見市内の需要家（事業所）に供給

○地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

売電収入の一部を活用して、地元の農業用施設（用水路、法面等）の整備へを活用を図る。

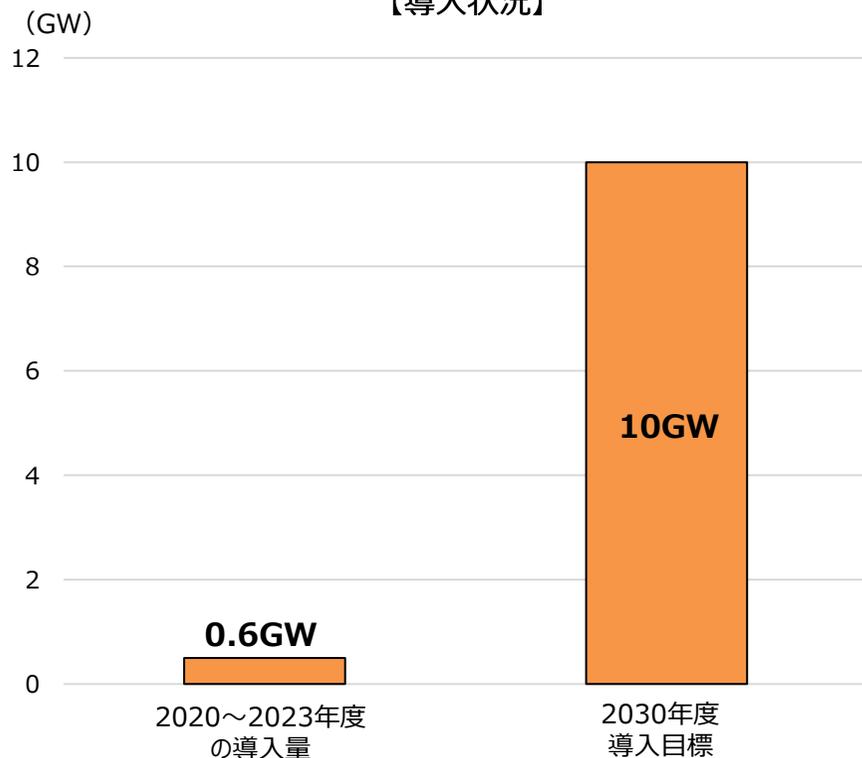
検討の経過

| | |
|-------------------|--------------------------------------|
| 令和4年6月～ 令和5年1月 | 氷見市脱炭素化推進協議会にて促進区域の設定等に向けた協議 |
| 令和5年3月 | 氷見市が市内遊休地を促進区域とする地方公共団体実行計画（区域施策編）策定 |
| 令和5年8月 | 氷見ふるさとエネルギー（株）による地域脱炭素化促進事業計画の申請 |
| 令和5年11月 | 氷見市が地域脱炭素化促進事業計画を認定 |

【施策】 民間企業による自家消費促進（10.0GW）

【省庁】 環境省

【導入状況】



【導入量の把握方法】

- 「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」による令和3年度から令和5年度までの、民間企業による自家消費型太陽光発電設備の導入量は約0.55GW
- 更なる集計対象や、実態把握に向けた推計手法について検討

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省】

- 「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」を実施し、令和3年度から令和5年度までの屋根置き太陽光やソーラーカーポートの自家消費型太陽光発電設備の補助実績として、約0.53GWの導入を支援
- また、営農地を活用した太陽光発電設備や建材と一体型の太陽光発電設備等の導入に関しても、民間企業による自家消費の促進を支援
- 加えて、PPAモデル等を活用した自家消費型太陽光を含む再エネ導入促進のための「はじめての再エネ活用ガイド（2022年3月）」を公表すると共に、「再エネ導入のためのオンラインセミナー」（延べ参加人数約2,800人）を実施
- この他、更なる実態把握に向けた推計手法について検討

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】民間企業による自家消費型太陽光の導入実績の捕捉

- 民間企業による自家消費型太陽光の導入状況については、公的な政府統計が存在しないため、統計整備の手法も含め検討を進め、実態について調査を行う

【課題②】自家消費型太陽光の導入促進

- 初期費用ゼロ型の太陽光発電設備導入の支援、壁・窓と一体となった太陽光発電設備への支援、住宅・建築物のZEH化・ZEB化への支援等、制度的な対応も含めて建築物の屋根・壁面等における太陽光発電設備導入を強力に推進

【課題③】自家消費型太陽光・蓄電池の収益性向上等に向けた施策の推進

- 補助事業の継続実施を通じて、ストレージバリエーションの実現に向けた蓄電池の更なる価格減を推進し、自家消費型太陽光・蓄電池の導入加速化
- 自家消費型太陽光の導入を進めるための事業上の課題の解決に資するPPAモデル等の普及促進

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和6年度予算 4,000百万円 (4,260百万円)】

【令和5年度補正予算額 8,211百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

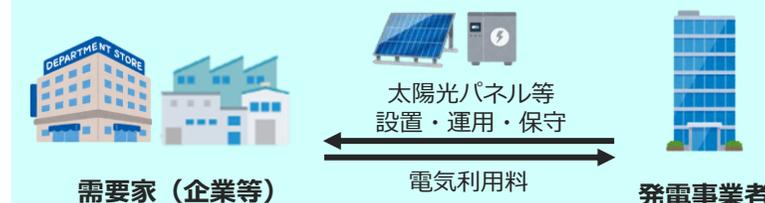
* EV・PHVについては、(1) (2) (3) (4) (5) (7) のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



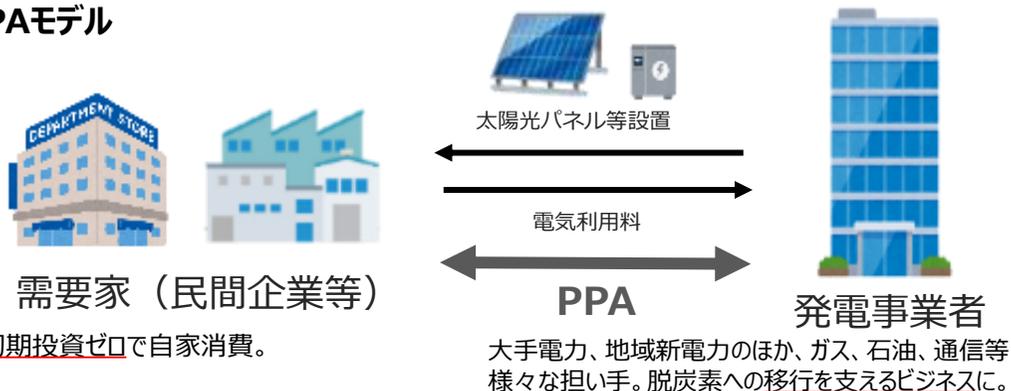
(2) 新たな手法による再エネ導入



民間企業等による自家消費型太陽光発電の促進

- 自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも繋がり、電力系統への負荷も低減できる。環境省では特に、PPAやリースなど、初期費用ゼロで太陽光発電設備等を導入できる仕組みを支援。
- また、再エネポテンシャルを有効活用するため、ソーラーカーポートや壁・窓等を活用した太陽光発電などの新たな手法による太陽光発電の導入も促進。

■ PPAモデル



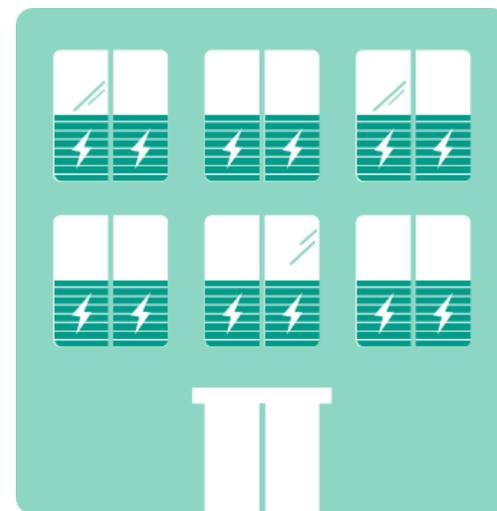
■ 採択事例



オンサイトPPAにより太陽光発電設備を設置。再エネ自家発電により日中の電力購入量が減ることで、デマンド値(30分間に消費された電力の平均値)を抑えることができ、電気の基本料金を削減できた。

発電事業者(PPA事業者)と保守管理事業者および川崎重工業の三社で実施した。川崎重工業は、発電量に応じた料金を保守費込みでPPA事業者を支払うスキームである。

建材一体型太陽光発電



再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上での新たな手法

民間企業による自家消費促進（普及施策の展開）

「はじめての再エネ活用ガイド（企業向け）」を公表し、これから再エネ活用に取り組む企業を支援

第2章 再エネ活用手法

2. 具体的な再エネ活用手法

(1) 敷地内での太陽光発電の導入

企業が所有（借用含む）する敷地内で太陽光発電を設置し、同一敷地内の需要場所に電力を調達する手法です。

具体的な調達手法

- 手法①：建物屋根への導入（P.15～P.17）
（購入方式）
- 手法②：建物屋根への導入（P.18～P.20）
（リース方式）
- 手法③：建物屋根への導入（P.21～P.23）
（オンサイトPPA方式）

敷地内に十分なスペースがない！
電気代高騰のリスクを抑えたい！

(2) 敷地外での太陽光発電の導入

企業が再エネ電力を調達したい需要場所の敷地外にて太陽光発電を設置し、そこから送電することで電力を調達する手法です。

具体的な調達手法

- 手法④：自置自給方式（P.29～P.30）
（主に自己保有）
- 手法⑤：自己送電方式（P.31～P.32）
（自己保有又はオフサイトPPA方式）
- 手法⑥：間接型オフサイトPPA方式（自己保有又はオフサイトPPA方式）
（P.33～P.36）

敷地内に十分なスペースがない！
電気代高騰のリスクを抑えたい！

(3) 再エネ電力メニューへの切り替え

現在の電力契約を、小売電気事業者が提供する「再エネ電力メニュー」に切り替える手法です。

具体的な調達手法

- 手法⑦：小売電気事業者の再エネ電力メニューへの切り替え（P.37）

簡単な方法で再エネ電力を調達したい！
できるだけ短期で再エネを取り入れたい！

今の電力の契約を変えたくない！
できるだけ短期で再エネを取り入れたい！

<手法⑧：非化石証書の例>

(4) 再エネ電力証書の購入

電力と別に再エネ由来の環境価値だけを証書として購入する手法です。

具体的な調達手法

- 手法⑨：再エネ電力クレジット（P.38～P.39）
- 手法⑩：グリーン電力証書（P.38、P.40）
- 手法⑪：非化石証書（P.41）

電力と別に再エネ由来の環境価値だけを証書として購入する手法です。

「自家消費型太陽光発電設備の導入に関するオンラインセミナー」を開催し、環境省補助事業の紹介や事業者による事例発表

環境省 Ministry of the Environment

本文へ > English キーワード検索 🔍 検索 ヘルプ

ホーム 環境省について 政策 法令 報道・広報 白書・統計 申請・手続き

報道発表資料

ホーム > 報道・広報 > 報道発表一覧 > 「自家消費型太陽光発電設備の導入に関するオンラインセミナー」の開催について

この記事を印刷

2022年09月08日 地球環境

「自家消費型太陽光発電設備の導入に関するオンラインセミナー」の開催について

To English

1. 環境省では、自家消費型太陽光発電設備の導入に取り組む事業者や自治体等に参考となるよう、環境省が実施する補助事業の紹介や、補助事業を活用した事例の共有を行うことを目的としたオンラインセミナーを開催します。

「自家消費型太陽光発電設備の導入」「ソーラーカーポートの導入」のパンフレットを公表し、太陽光導入についてPR

初期投資ゼロ

自家消費型太陽光発電設備の導入

自家消費型太陽光発電設備の導入パンフレット

- CO2削減効果の確保
- 電力供給に安心 電気料金削減効果
- 設備寿命の延長 設備更新の削減
- 企業価値の向上 環境意識の醸成
- 企業へのメリット CO2削減効果の確保

太陽光発電設備の導入を初期投資ゼロで行う方法として「オンサイトPPA方式」と「リース方式」があります。

オンサイトPPA方式とは

リース方式とは

駐車場を活用したソーラーカーポートの導入について

自家消費型の太陽光発電設備導入のメリット

- CO2削減効果の確保
- 電力供給に安心 電気料金削減効果
- 設備寿命の延長 設備更新の削減
- 企業へのメリット CO2削減効果の確保

屋根を活用した太陽光発電だけでは十分な再エネ電力を得られない場合がありますが、駐車場を活用した「ソーラーカーポート」を導入することで、再エネの活用を一層進めることが可能です。

ソーラーカーポートとは

再エネ導入事例として、自家消費型・蓄電池やソーラーカーポート、営農地、ため池、廃棄物処分場、自営線等の事例を紹介

(参考) オフサイトからの自営線による再エネ調達の概要

- オフサイト（敷地外）に設置した太陽光発電設備から自営線（自社で設置した電線）を介して需要施設まで電力調達を行うもの。
- 需要施設の近隣に設備設置の適地が存在するものの、系統制約により系統を介しては電力需要施設まで送電できないようなケースにおいて、自営線を活用することで再エネ調達を実施できる可能性がある。

敷地外（オフサイト）に設置した太陽光発電設備

自営線を介して 電力の需要家に送電する

自営線

民間企業等による自家消費型太陽光発電の促進 (令和3年度～令和5年度補助事業の実施結果)

- 環境省では、民間企業における自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入を加速するため、補助事業を実施。
- 令和3年度の採択実績は、屋根太陽光が184MW、駐車場太陽光が8MW。
- 令和4年度の採択実績は、屋根太陽光が175MW、駐車場太陽光が16MW。
- 令和5年度の採択実績は、屋根太陽光が120MW、駐車場太陽光が23MW。
- この他、営農地、ため池等への太陽光発電設備の採択実績（令和3年度～5年度）が22MW。

【令和3年度】

屋根太陽光補助事業の採択実績（令和2年度第3次補正+令和3年度当初予算）

| 補助金所要額 (千円) | 太陽光パネル出力 (kW) | パワコン出力 (kW) | 蓄電池容量 (kWh) | 採択件数 | 蓄電池導入数 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|------|--------|
| 8,839,952 | 229,333 | 184,169 | 6,428 | 728 | 85 |

駐車場太陽光補助事業の採択実績（令和3年度当初予算）

| 補助金所要額 (千円) | 太陽光パネル出力 (kW) | パワコン出力 (kW) | 蓄電池容量 (kWh) | 採択件数 | 蓄電池導入数 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|------|--------|
| 702,475 | 10,135 | 8,413 | 180 | 27 | 8 |

【令和4年度】

屋根太陽光補助事業の採択実績（令和3年度補正+令和4年度当初予算）

| 補助金所要額 (千円) | 太陽光パネル出力 (kW) | パワコン出力 (kW) | 蓄電池容量 (kWh) | 採択件数 | 蓄電池導入数 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|------|--------|
| 8,170,695 | 218,530 | 175,317 | 17,146 | 594 | 278 |

駐車場太陽光補助事業の採択実績（令和3年度補正+令和4年度当初予算）

| 補助金所要額 (千円) | 太陽光パネル出力 (kW) | パワコン出力 (kW) | 蓄電池容量 (kWh) | 採択件数 | 蓄電池導入数 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|------|--------|
| 1,478,867 | 18,973 | 15,973 | 478 | 56 | 15 |

【令和5年度】

屋根太陽光補助事業の採択実績（令和4年度補正+令和5年度当初予算）

| 補助金所要額 (千円) | 太陽光パネル出力 (kW) | パワコン出力 (kW) | 蓄電池容量 (kWh) | 採択件数 | 蓄電池導入数 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|------|--------|
| 5,368,233 | 156,020 | 119,991 | 23,760 | 363 | 363 |

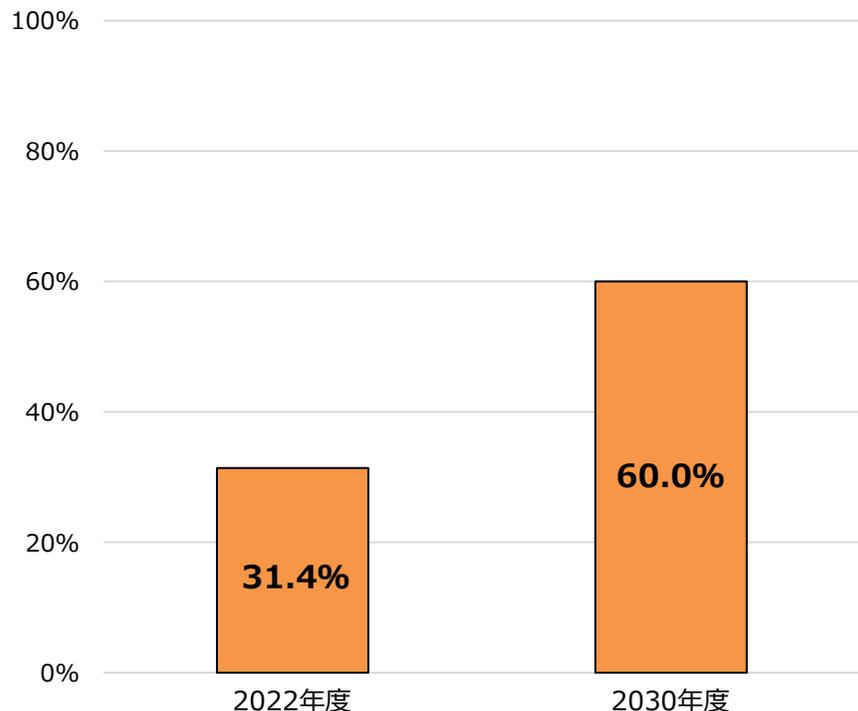
駐車場太陽光補助事業の採択実績（令和4年度補正+令和5年度当初予算）

| 補助金所要額 (千円) | 太陽光パネル出力 (kW) | パワコン出力 (kW) | 蓄電池容量 (kWh) | 採択件数 | 蓄電池導入数 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|------|--------|
| 1,775,117 | 27,132 | 22,753 | 687 | 54 | 16 |

【施策】 新築住宅への施策強化（3.5GW）

【省庁】 国交省・経産省・環境省

【新築戸建住宅への太陽光発電設備設置率】



【設置率の把握方法】

- 建築物省エネ法に基づくトップランナー報告及び国交省による実態調査（抽出調査）の結果・建築着工統計調査に基づく各事業者の設置率を供給シェアで加重平均し算出。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

国交省・経産省・環境省で連携し、以下の取組を推進。

【国交省】

- **建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度**の推進（令和6年4月）。
- 再エネ設備の設置を**低炭素建築物の認定要件化**（令和4年10月）、認定低炭素建築物の住宅ローン減税等における優遇。
- **建築物の省エネ性能表示制度**の推進（令和6年4月）。再エネ設備の設置の有無、エネルギー消費性能への効果を表示。
- **戸建住宅の太陽光発電システム設置に関するQ&A**を策定・公表（令和5年6月）。
- **フラット35**において、ZEH住宅の金利引下げ（令和4年10月）。

【経産省】

- **FIT制度**において、事業用太陽光より高い買取価格（2024年度16円/kWh）を設定。
- **ZEHビルダー/プランナー登録制度**に基づくZEH供給実績の評価。
- **ZEHの普及に向けた補助事業**の実施。

【環境省】

- **ZEH等への支援**を通じた太陽光発電設備の普及促進
- **PPAモデル**等の初期費用ゼロ型の太陽光発電設備の導入に関する情報提供
- 9割の都道府県が温対法に基づく**地方公共団体実行計画**において再エネ導入目標を設定。あわせて、一定程度の都道府県が住宅太陽光に係る目標も設定している。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

引き続き、国交省・経産省・環境省で連携し、上記に加え、以下の取組を推進。

【課題①】普及啓発・誘導の加速

- ZEHビルダー/プランナー登録制度における**事業者に対する表彰制度**の創設 <経産省>
- **デコ活**（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の促進等を通じた住宅の脱炭素化に関する情報提供。 <環境省>
- **住宅トップランナー制度**の活用も検討 <国交省>

【課題②】地域ごとの適性を踏まえた太陽光発電設備の設置

- 自治体との連絡会議を開催し、先行自治体の**取組の横展開**を図る。 <環境省・国交省>

【課題③】建物の壁面や耐荷重性の低い屋根など、これまで導入が困難であった場所への導入

- **次世代型太陽電池**の早期の社会実装に向けて、①量産技術の確立、②生産体制整備、③需要の創出に三位一体で取り組んで行く。 <経産省>

【課題④】太陽光発電設備の設置に係る初期コストの低減、重量への構造的対応の必要性、安定供給の確保（特に更新時）

- 太陽光パネルによる重量増に対応可能な**壁量基準等の見直し** <国交省>
- **次世代型太陽電池**の早期の社会実装（再掲） <経産省>



【令和6年度予算額 7,550百万円（6,550百万円）】

【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

（1）戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定額補助：55万円/戸
- ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
- ③上記②のZEH+のうち、断熱等性能等級6以上の外皮強化に追加補助：25万円/戸等
- ④上記①、②の戸建住宅のZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台）等

（2）既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）

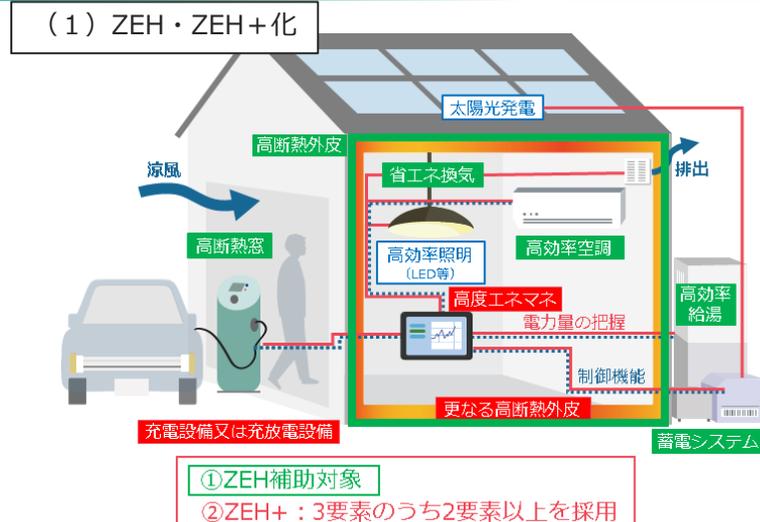
（3）省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委

託）※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化（断熱等性能等級5に相当。）と高効率設備によりできる限りの省エネルギー（一次エネルギー消費量等級6に相当。）に努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例





【令和6年度予算額 3,450百万円（3,450百万円）】
 【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- エネルギー価格高騰への対応にも資する、現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO2化。
- 2030年度に目指すべき住宅の姿としては、新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献することを目指す。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

- (1) 集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。
- ① 新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
 - ② 新築中層ZEH-M（4、5層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ③ 新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
 - ④ 上記に蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、先進的再エネ熱利用技術を活用する又はV2Hを導入する場合の別途補助：蓄電システム2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）など
- (2) 既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸））
- (3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。
 ※③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業については、優先採択枠を設ける。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／委託事業
- 補助対象・委託先 住宅取得者等
- 実施期間 平成30年度～令和7年度

4. 補助対象の例

(1) 省エネ・省CO2化

- ① 低層ZEH-M
- ② 中層ZEH-M
- ③ 高層ZEH-M



④①～③に併せて蓄電システムを導入、CLTを一定量以上使用等に別途補助



(2) 断熱リフォーム





再エネ スタート

はじめてみませんか 再エネ活用

サイトURL <https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/>

【再エネスタート キャンペーンの概要】

- 個人、自治体、企業向け
- **再エネ電力への切替、PPA等を含めた屋根置き太陽光発電設置に関する情報提供**
- 再エネの**メリット**の説明、**導入方法**のガイダンス
- 個人、自治体、企業それぞれの**取組事例**を紹介
- ポータルサイト、イベント、SNSでの展開

「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)

■「デコ活」(※)：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のムーブメントを起こすための国民運動。

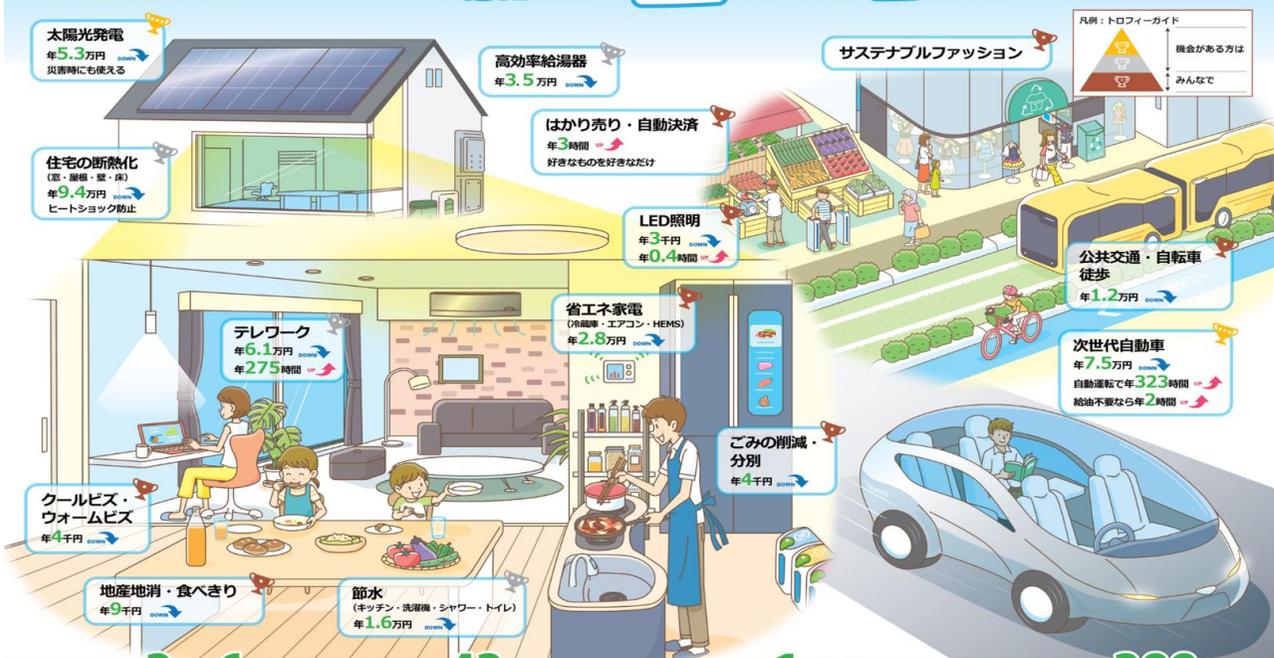
(※) 二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉

■今から10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康になり、2030年度温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案。デコ活応援団(官民連携協議会)を通じて、国民・消費者の新しい豊かな暮らし創りを強力に後押し。

■令和6年2月、「**くらしの10年ロードマップ**」を策定。今後、フォローアップを毎年実施し、必要に応じて取組・対策を強化。

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿 (※1)

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後



毎月3万6千円浮きます(年43万円)

一日プラス1時間以上を好きなことに(年388時間)

デコ活応援団(官民連携協議会) (※2)

- 協議会会員数：1,471
(企業795、自治体313、団体等363)
- 取組、製品・サービス発信：445件
(デジタル48、製品・サービス218、インセンティブ140、地域39)
- 官民連携プロジェクト数(実施中・完了)：77件

ロゴ・メッセージ



アクション

デコ活アクション まずはここから

- 🔌 電気も省エネ 断熱住宅
- 🌿 こだわる楽しさ エコグッズ
- 🙏 感謝の心 食べ残しゼロ
- 🔗 つながるオフィス テレワーク

デコ活宣言

4,698 (組織：1,455、個人：3,243)

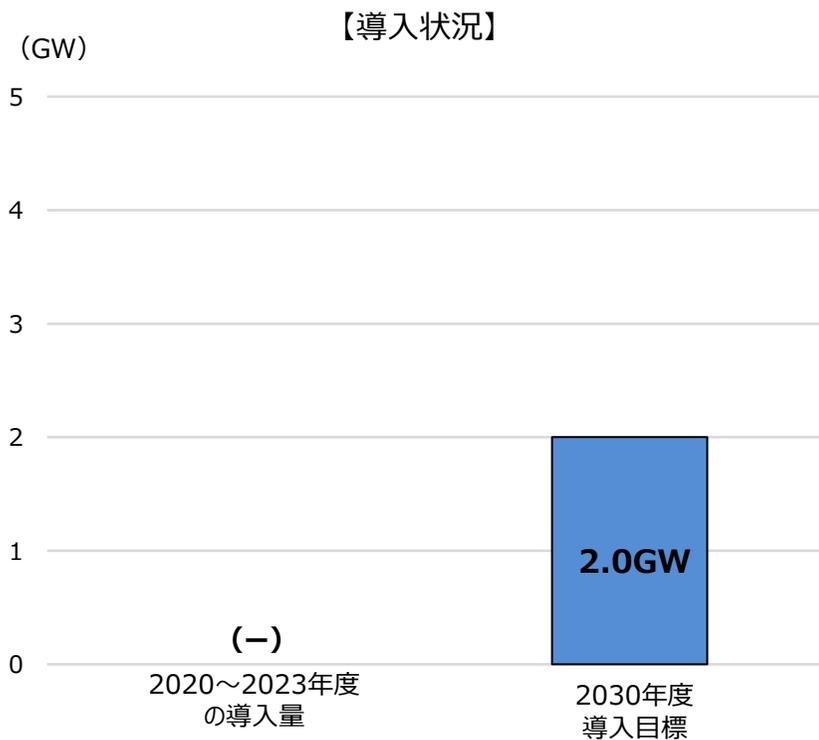
宣言①：製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しします！

宣言②：生活・仕事の中で、デコ活を実践します！

(数値はいずれも令和6年6月5日時点)

【施策】 環境アセスメントの対象の適正化等（2.0GW）

【省庁】 経産産業省、環境省



【導入量の把握方法】

- 再エネ特措法におけるFIT/FIP認定情報から集計

※環境影響評価法の対象事業の規模を引上げ後（2021年10月31日以降）にFIT/FIP認定を受けた事業のうち、発電出力0.75万kW～5万kWの案件は、**30件・0.8GW**。

これらの案件は、いずれも**2020年度～2023年度において未運開**であるため、上記グラフでは「（-）」としている。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省・経産省】

- 2021年10月31日に、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令を公布し、**環境影響評価法の対象となる風力発電所の第1種事業の規模を「1万kW以上」から「5万kW以上」に、第2種事業の規模を「7,500kW以上1万kW未満」から「3.75万kW以上5万kW未満」に引き上げる措置を実施。**

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題】環境アセスメント対象規模のプロジェクトの、適正な環境配慮と地域との共生を前提とした着実な導入

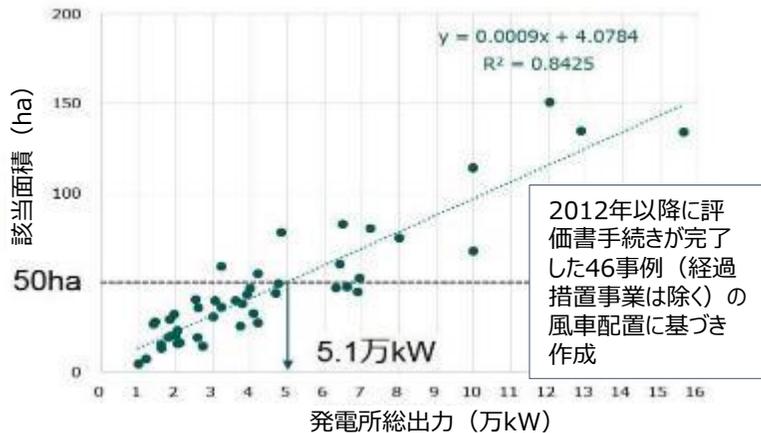
- **環境アセスメントの着実な実施**による環境の保全。
- 地域の環境特性を踏まえた効率的・効果的な環境アセスメントが可能となるよう、**環境影響の程度に応じて必要なアセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討する**（第6次環境基本計画（令和6年5月閣議決定））。

風力発電所に係る環境アセスメントに関する規模要件の見直し

- 環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件について、経済産業省・環境省が設置した「**再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会**」において、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、第一種事業の、現行法下における**適正な規模要件は5万kWとされた**。
- 規模要件の見直しの具体的考え方として、風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的な事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定。面的事業の100haをメルクマールとしつつ、風力発電設備がタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという事業特性も踏まえて、より厳しい**50ha相当の出力規模を設定**。この考え方に基づき、評価書手続が終了した46事業について分析し、適正な規模要件を設定。
- 上記検討会における結論を踏まえ、**令和3年10月31日に環境影響評価法施行令を改正し、第一種事業の対象規模を1万kW以上から5万kW以上に、第二種事業の対象規模を7,500kW以上1万kW未満から3.75万kW以上5万kW未満に引き上げた**。

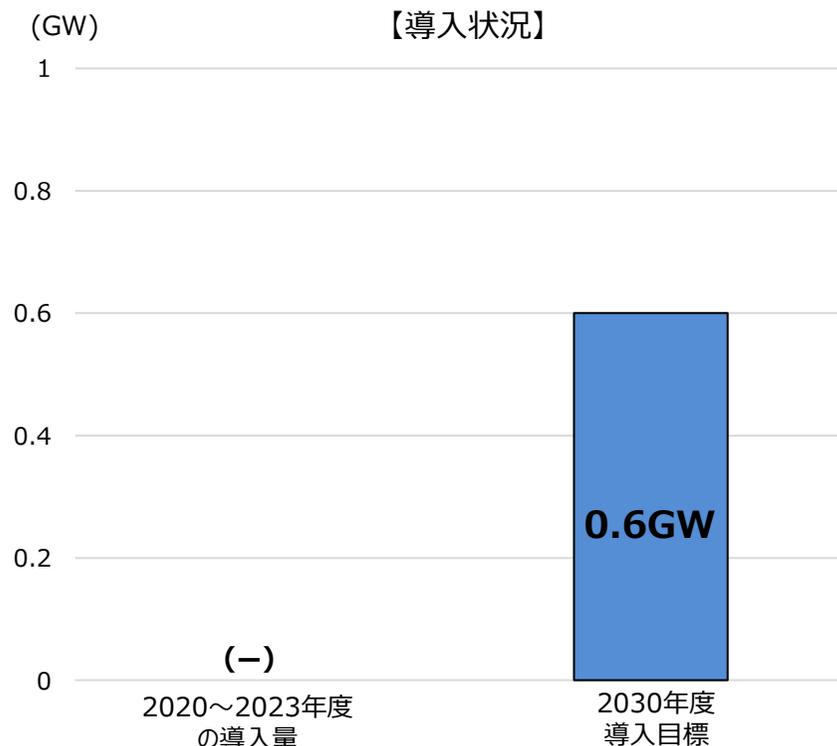
線的事業とみなした面積※と風力発電所の総出力の関係

※列状に配置された各設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲



【施策】 改正温対法による促進（0.6GW）

【省庁】 環境省



【導入量の把握方法】

- 地方公共団体により公表された認定地域脱炭素化促進事業計画等。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省】

- **2022年度より地域脱炭素化促進事業制度が施行**。制度の利用促進に向け、
 - ✓ 地方環境事務所に**地域脱炭素創生室**を設置し、**地方公共団体の伴走支援**を実施。
 - ✓ 「**環境アセスメントデータベース**」及び「**再生可能エネルギー情報提供システム**」を通じて、**再エネポテンシャル情報・環境情報を提供**する等、**技術的支援**を実施。
 - ✓ 促進区域内の再エネ事業に、**環境省補助事業の採択における加点措置**等を実施。
 - ✓ 風力促進区域設定に向け、これまで**25自治体のゾーニングに係る財政支援**を実施。**ゾーニングの結果については、各地方公共団体において公表**。
 - 2024年4月時点で、**4自治体（※）が風力促進区域**を設定。
- ※北海道せたな町・熊本県球磨村の促進区域における風力発電導入目標の合計は約0.5GW。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】 促進区域設定に係る市町村の負担軽減・広域連携

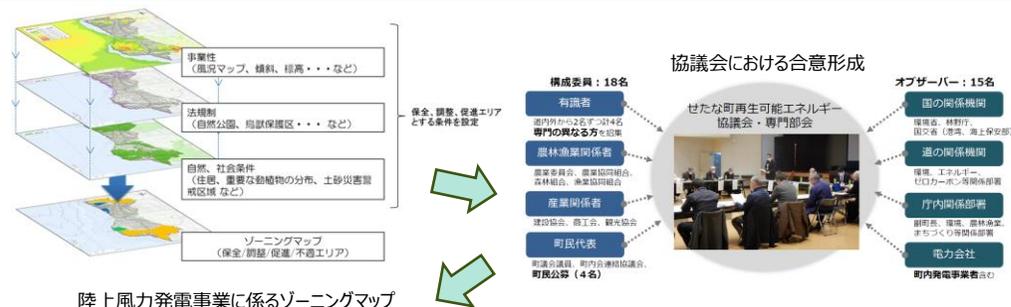
- **都道府県が市町村と共同で促進区域を設定**できることとする、改正地球温暖化対策推進法が今国会で成立。**都道府県の関与強化**を通じて、より**広域での促進区域設定**を促し、促進区域設定を加速させる。

【課題②】 促進区域における事業創出

- 事業者に対して、促進区域内における**再エネ設備の導入調査に対する財政支援**を実施する。
- 引き続き、地方公共団体による**ゾーニングに対して財政支援**を実施。ゾーニング結果の公表及び促進区域の設定を後押しする。あわせて、**ゾーニング結果を踏まえた形で事業形成**を促進する。
- 上記取組を支援するため、**地方公共団体実行計画マニュアル**の改定等を行う。
- 促進区域内における事業実施の**インセンティブ強化**のため、更なる検討を行う。

風力発電設備に係る促進区域の設定事例：北海道せたな町

せたな町では、無秩序な開発を抑制することを目的として、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確化。自然環境条件、社会条件、事業性等の調査を踏まえて総合的に評価するとともに、「せたな町地域エネルギービジョン」における導入目標を見据えながら、ゾーニングの結果を促進区域にも反映し、地域での円滑な再エネ事業の導入を図っている。



地域脱炭素化促進施設の種類の規模

陸上風力発電事業 350MW程度

地域脱炭素化促進事業の目標

新規運開 5件 目安約350MW (70MW×5件)

陸上風力発電事業に係るゾーニングマップ

促進区域

陸上風力発電のゾーニングによる促進エリア及び調整エリア

地域の環境の保全のための取組

騒音、動植物の重要種・注目すべき生息地、景観等の観点から、ゾーニングマップのみでは情報が不足することから、事業計画を具体化する段階で特に配慮が必要となる事項を設定

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- ①「せたな町地域エネルギービジョン」(令和5年2月)に記載された「具体的な取組」の推進に協力すること。
- ② ①を通じて、特に、地域脱炭素化促進施設から得られた電気の地産・地消の取組や、再エネ基金への寄付による町内の再エネ活用促進の取組を進めること。

地域の環境の保全のための取組記載例～風車の影～

事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車(ローター)直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布(窓の有無等)を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度(風車の影がかかる可能性及びその時間等)に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。

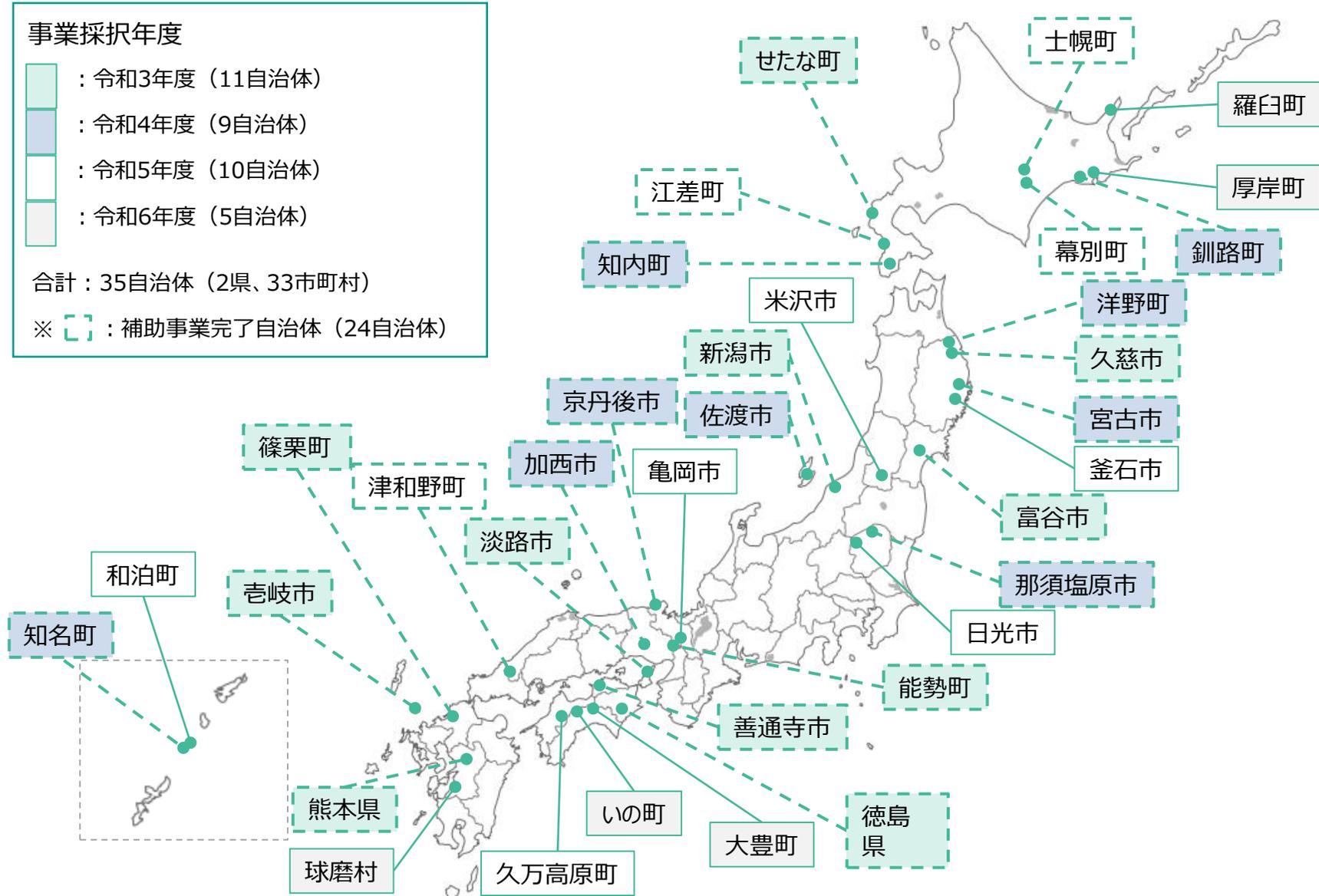
再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業採択団体

事業採択年度

- : 令和3年度 (11自治体)
- : 令和4年度 (9自治体)
- : 令和5年度 (10自治体)
- : 令和6年度 (5自治体)

合計 : 35自治体 (2県、33市町村)

※ : 補助事業完了自治体 (24自治体)



【施策】 ハンズオンサポートの実施等（再エネ海域利用法に基づく案件形成と公募の実施）（2.0GW）

【省庁】 経済産業省、国土交通省、環境省

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【経産省・国交省】

- 「洋上風力産業ビジョン」（2020年、官民協議会）において、政府として**2030年10GW、2040年30～45GWの案件形成目標を設定**。
- 現在、再エネ海域利用法に基づき、沿岸海域における着床式を中心に、**年平均1GW超のペースで10箇所の促進区域を創出（合計4.6GW）**。
- また、再エネ海域利用法に基づく第2ラウンド公募からは、エネルギーミックスの達成に加え、ロシアによるウクライナ侵略に伴うエネルギー情勢の変化等を踏まえ、**早期の運転開始を促す仕組みとすべく、評価基準の見直しを実施**。
- 2022年5月にJOGMEC法を改正し、**JOGMECがセントラル方式の一環として、設備の基本設計に必要な風況や地質構造の調査を実施する業務を追加**。現在、6区域において調査を実施中。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】案件形成の加速化

- 再エネ海域利用法の対象範囲を、現行の領海からEEZまで**拡大する改正法案について今国会で審議中**。法案成立後、運用ルール等を整備していく。
- EEZにおいても**JOGMECによるセントラル調査を実施していくとともに、その実施体制の強化を図る**。
- 改正法案の中で、環境面について、EEZも含め国が環境調査を行い、併せて事業者による環境アセス手続を合理化する改正事項を盛り込み、**環境保全を図りつつ円滑な事業を促進していく**。
- **浮体式洋上風力の案件形成目標等を含む戦略を策定することで、国内外から更なる投資を呼び込む魅力的な市場を創出していく**。

【課題②】研究開発・実証

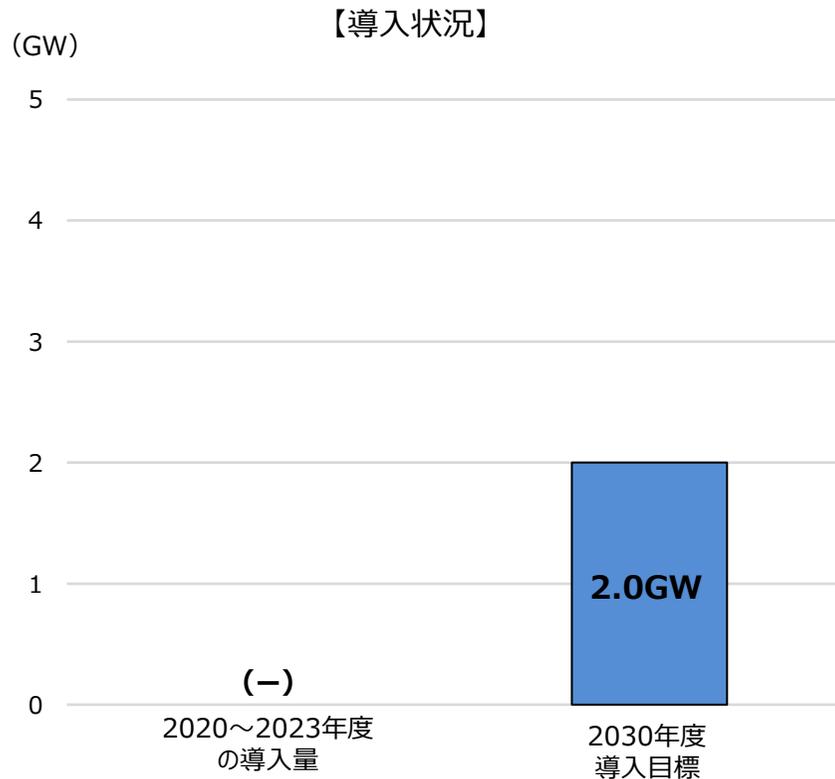
- グローバルな課題である、コストを抑えつつ量産化する技術等の確立に向けて、**研究開発・大規模実証を実施するとともに、欧米を中心とした有志国とグローバルに連携し、規格・国際標準等に関する議論を推進**。

【課題③】人材育成

- 地域における**人材育成拠点の整備を推進**。加えて、これら拠点をも活用し、大学・高専等の**教育研究機関が広く産業界と連携した人材育成枠組を構築**。

【課題④】サプライチェーン構築

- 着床式のみならず、**浮体式洋上風力についても、GXサプライチェーン補助金を活用し、事業者の設備投資を支援**。



【導入量の把握方法】

- 再エネ海域利用法に基づく案件のうち、**運転開始済の案件のみ**を計上。
 - なお、再エネ海域利用法の公募における選定事業者の計画のうち、**2030年までに運転開始を計画している案件の出力の合計は、第1ラウンド（1.7GW）及び第2ラウンド（1.8GW）の合計3.5GW。第3ラウンド（1.1GW）については、現在事業者公募中であるため、運転開始時期は未定**。
- ※その他、港湾法等に基づき、合計0.5GWのプロジェクトが進行しており、洋上風力全体で合計5.1GWの案件を形成。

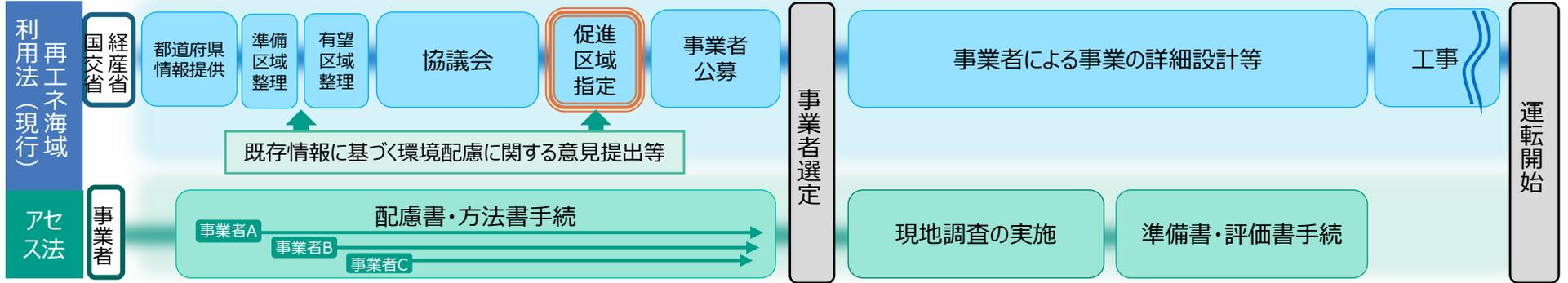
(参考) 洋上風力発電事業に係る環境配慮イメージ

中央環境審議会 総合政策部会 風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会 (第3回)
(2024年2月13日) 資料2 (一部修正)

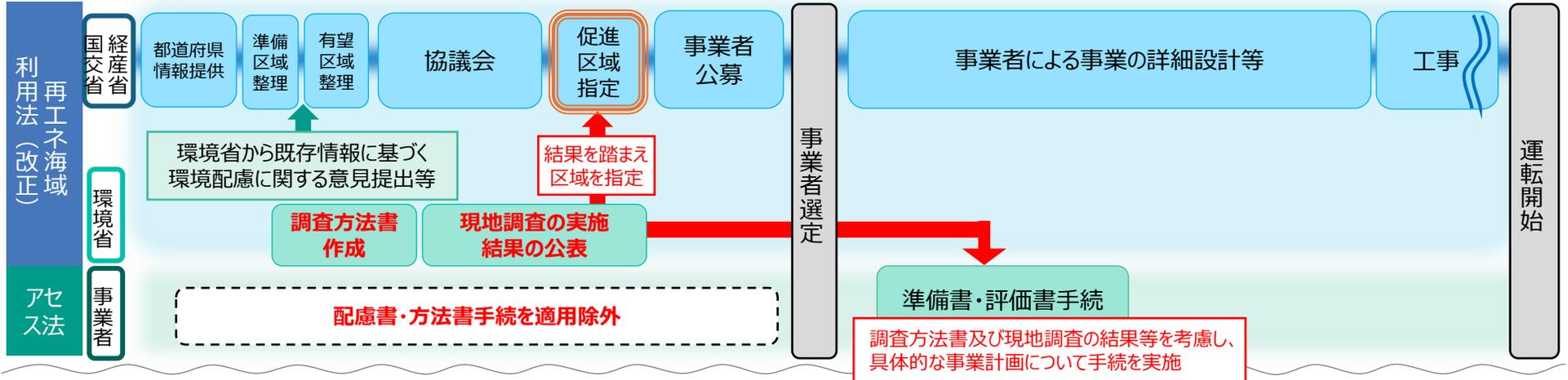


領海及び内水 (促進区域) の場合

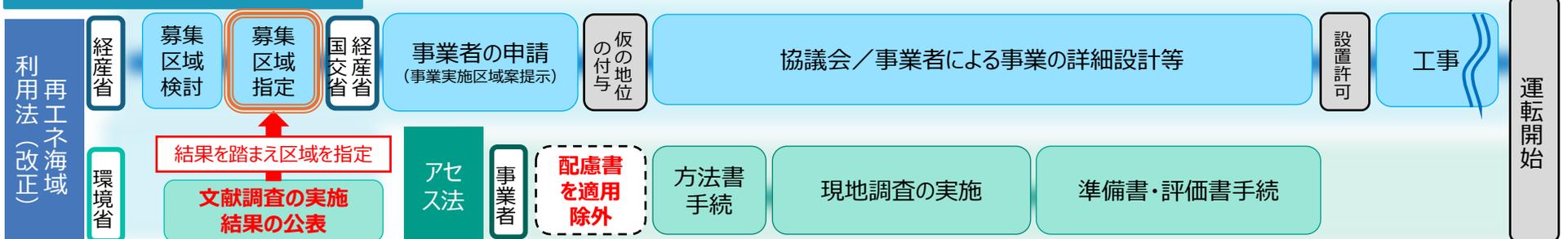
<現行制度イメージ>



<新制度イメージ>

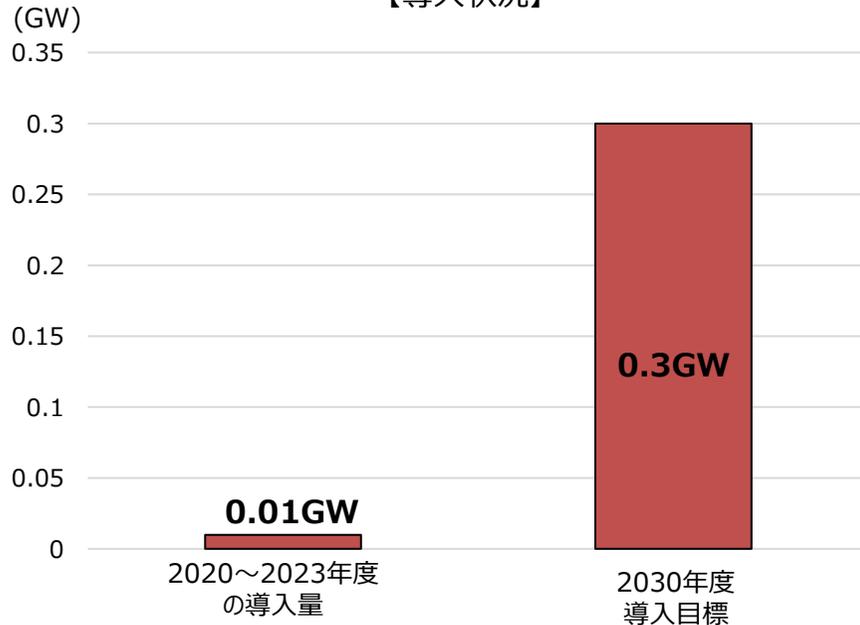


EEZ (募集区域) の場合



【施策】 JOGMECによるリスクマネーの供給・先導的資源量調査や掘削技術開発の成果の共有等を実施（0.3GW）
【省庁】 経済産業省、環境省

【導入状況】



※上記の「2020~2023年の導入量」には、2019年度末時点でFIT認定済の事業を含む。

【導入量の把握方法】

- 2020~2023年度の再エネ特措法におけるFIT/FIP導入量のうち、自然公園内を除いたものを合計して算定。
- なお、2020~2023年度の間、JOGMEC地熱ポテンシャルを把握するためのボーリング調査（自然公園内以外で9件（3.9万kW相当））を実施している（未運転開始のため上記の導入量には含めていない）。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【経産省】

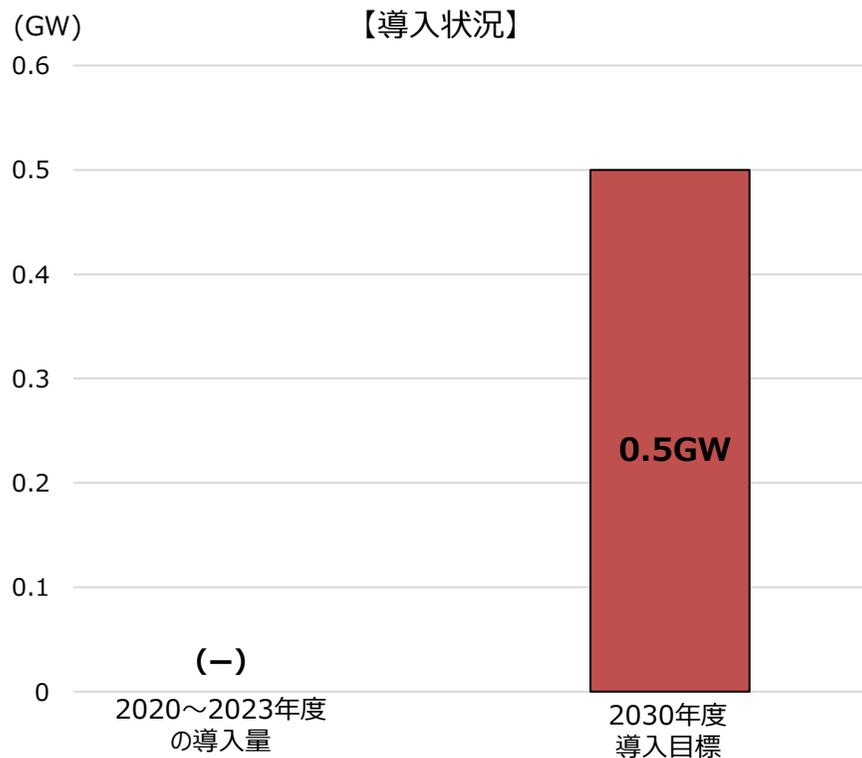
- 令和5年度当初予算において、**地熱発電に向けた資源量調査や理解促進、技術開発等事業（120億円）**を実施等、継続した支援政策を実施。
- 2020~2023年度の間で、**JOGMECにて地熱ポテンシャルを確認するため自然公園を除く地域にて地表調査（6件）とボーリング調査（9件）**を実施し、調査結果を事業者に提供。
- 2020~2023年度の間で、**JOGMECにて事業者が行う地表調査・掘削調査について32件の助成支援**を実施。
- JOGMECにて、地熱発電における開発リスク低減に向けた技術開発を実施。2020~2023年度の間で、**7件の技術の実証及びガイドライン・報告書を公表**。また、そのうち3件の技術が**実際の現場にて実装**。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】初期段階の開発リスク低減

- 事業者にとって最も開発ハードル・リスクが高い**地表・掘削調査**に対する**JOGMECによるリスクマネーの供給**など開発初期段階における支援を重点的に実施。

【施策】 自然公園内を中心とした、JOGMEC自らが行う「先導的資源量調査」の実施等（0.5GW）
【省庁】 経済産業省、環境省



【導入量の把握方法】

- 2020~2023年度の再エネ特措法におけるFIT/FIP導入量のうち、自然公園内のものを合計して算定。
- なお、2020~2023年度の間、JOGMEC地熱ポテンシャルを把握するためのボーリング調査（自然公園内で3件（9万kW相当））を実施している（未運転開始のため上記の導入量には含めていない）。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【経産省】

- 令和5年度当初予算において、**地熱発電に向けた資源量調査や理解促進、技術開発等事業**（120億円）を実施等、継続した支援政策を実施。
- 2020~2023年度の間で、**JOGMECにて地熱ポテンシャルを確認するため自然公園内にて、地表調査**（47件）と**ボーリング調査**（3件）を実施し、調査結果を事業者提供。

【環境省】

- 令和3年9月に**自然公園法及び温泉法の運用見直し**を行い、**国立・国定公園内の地熱開発の取扱い通知及び温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）**を改正。また、全国の地熱資源の豊富な地域の地方環境事務所等に、**地熱発電に特化した専門官**を配置し、地域共生型の地熱開発の推進に繋げる。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

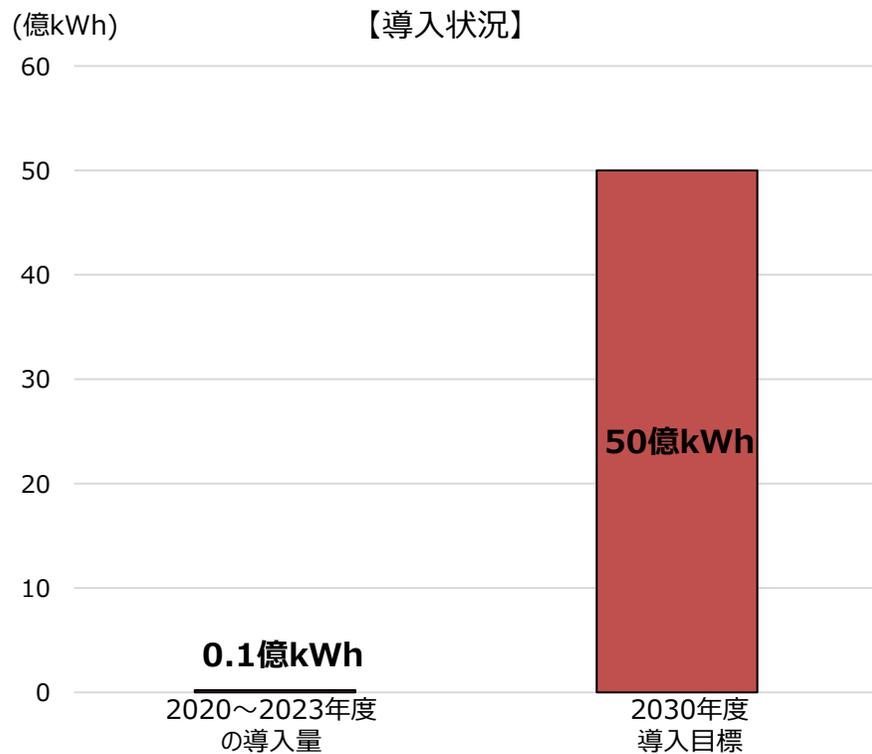
【課題①】地熱ポテンシャルの把握

- **国立・国定公園など自然公園内を中心とした、資源量調査が未実施の地点**を重点的に調査し、**地熱ポテンシャルの調査結果を事業者提供**するとともに、事業化につなげる。

【課題②】関係法令の適切な運用等

- **運用を見直した関係法令の適切な運用等**を通じ、**自然公園における地域との合意形成の促進や自然環境との調和が図られた優良事例の件数の増加**に繋げる。

【施策】 旧ミックス達成に向けた施策強化 ※50億kWh
【省庁】 経済産業省、環境省



【導入量の把握方法】

- 2020~2023年度に再エネ特措法に基づくFIT/FIP認定を受けたリプレース事業での増出力分（2,000kW）について、設備利用率74.8%と仮定して発電量を算定。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【経産省】

- 令和5年度当初予算において、**地熱発電に向けた資源量調査や理解促進、技術開発等事業**（120億円）を実施等、継続した支援政策を実施。
- 地熱発電事業において、**地元関係者の理解促進**に向けて、**地熱開発モデル地区、シンポジウム、地方自治体地熱研究会、人材育成**などを通じた地熱事業の広報活動を実施。
- 世界でまだ社会実装されていない新たな発電方法である**超臨界地熱発電**等の発電方法の確立に向けた研究を実施。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】地熱推進のための広報活動

- 地熱発電事業において、地元関係者（特に温泉事業者等）の理解促進に向けて、地熱（熱水）を利活用した発電事業等のメリットや具体的な地域貢献等、地熱発電との共存共栄のイメージを伝えるため、**広報活動及び実証的な地熱活用事業への支援**等を通じて、更なる理解醸成を図る。

【課題②】技術開発の促進

- **超臨界地熱発電**等の新たな発電方法など、抜本的な地熱発電の導入拡大に向けて、実際に**調査井掘削など実証段階の技術開発に移行**し、社会実装に向けてより具体的な技術開発を進めていく。

国立・国定公園内における地熱開発の取扱いの経緯

平成24年3月27日の規制緩和の概要

平成23年6月に「地熱発電事業に係る自然環境影響検討会」を設置。検討会の報告等を踏まえ、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(平成24年環境省自然環境局長通知)を发出。

- (1) 普通地域：個別に判断して認める。
- (2) 第2種及び第3種特別地域：小規模な地熱発電については認める。小規模なもの以外は、優良事例の形成について検証を行い、真に優良事例としてふさわしいものは認める。
公園外からの傾斜掘削については個別に判断して認める。

平成27年10月2日の規制緩和の概要

平成27年3月に「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成に関する検討会」を設置。検討会で得られた結論を踏まえ、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」を改正。

- (1) 第1種特別地域については、地表に影響が無いこと等を条件に、地下部への傾斜掘削を認める(特別保護地区は引き続き開発を認めない)。
- (2) 建築物の高さ規制については、風致景観への著しい支障が回避され、風致景観との調和が図られている場合に限り、13mにとらわれずに運用できる。

令和3年9月30日の運用見直しの概要

令和3年7月に「地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会」を設置。検討会及び中央環境審議会自然公園小委・温泉小委で得られた結論を踏まえ、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」を改正。

- (1) 第2種・第3種特別地域内における地熱開発について「原則認めない」から「自然環境との調和が図られた優良事例については容認し、積極的に進める」に方針転換。
- (2) 通知の「解説」において、地域合意形成や立地選定等に係る事例を充実させるなど、許可基準・審査要件の明確化を実施。

これまでの経緯

- 昭和41年 松川発電所が十和田八幡平国立公園内で操業開始
- 昭和47年 国立・国定公園内の地熱発電の開発について・当面実施箇所は6地点に限定
(大沼、松川、鬼首、八丁原、大岳、滝の上)
- 平成6年 普通地域における地熱開発について規制緩和
- 平成8年 大霧発電所が霧島屋久国立公園内(普通地域)で操業開始
- 平成11年 八丈島発電所が富士箱根伊豆国立公園内(普通地域)で操業開始
- 平成22年 規制・制度改革に係る対処方針について閣議決定
- 平成24年 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」を发出し、規制緩和を実施
- 平成27年 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」を发出し、平成24年の通知を改正
- 令和3年 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」を发出し、平成27年の通知を改正

これまでの規制緩和等により、日本の地熱発電の導入ポテンシャルの7割は、**基準を満たせば開発を認める事が可能**

- 「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」とは・・・
 - ・ 温泉法に基づく掘削許可等は都道府県の自治事務
 - ・ 環境省から都道府県に対して、地熱開発の各段階における掘削等の許可又は不許可の判断基準について、一定の考え方を示すもの（行政手続法に基づく技術的助言）

大規模な地熱開発における掘削許可の考え方の提示

掘削許可申請時に地熱貯留層単位での持続的利用に関する全体計画を事業者に策定させ、これを加味した上で掘削許可を判断する考え方を提示。

⇒ 全体計画に沿って事業者が地熱資源の持続可能な利用を行うことになるため、都道府県の内規等において離隔距離規制や本数制限を設けないことを提示。これにより、地表面の改変面積を抑えながらより弾力的な地熱開発が可能となる。

モニタリングと「順応的管理」の考え方の提示

調査段階から科学的根拠に基づく調査計画等を策定するとともに、運転開始以降も全体計画に基づきモニタリングを実施し、地域協議会での意見交換を踏まえて運転の影響評価や全体計画を見直す「順応的管理」の考え方を提示。

⇒ 地域の不安解消により合意形成を促進することで、地熱開発を加速化。

規制を持つ都道府県※における対応状況

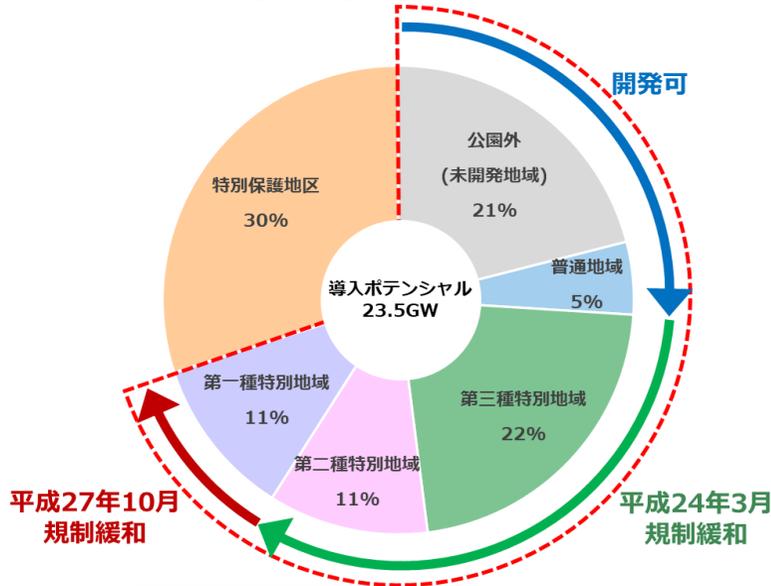
| 都道府県名 | 実施状況 |
|-------|---------------|
| 大分県 | R 4. 4 に改訂済 |
| 熊本県 | R 5. 4 に改訂済 |
| 群馬県 | R 5. 1 2 に改訂済 |

※ 地熱開発に係る井戸掘削の離隔距離や本数等の規制を温泉法の内規等で定めている都道府県 41

国立・国定公園内の地熱開発の状況

- これまでの規制緩和等により、日本の地熱発電の導入ポテンシャルの7割は、**基準を満たせば開発を認める事が可能。** (図1)
- 平成24年の規制緩和以降、令和5年3月末時点で、**国立・国定公園内で少なくとも88件**が調査・開発・操業の状態にあり、地熱開発は進展している。(図2)

図1 国内の地熱発電の導入ポテンシャル



平成27年10月 規制緩和

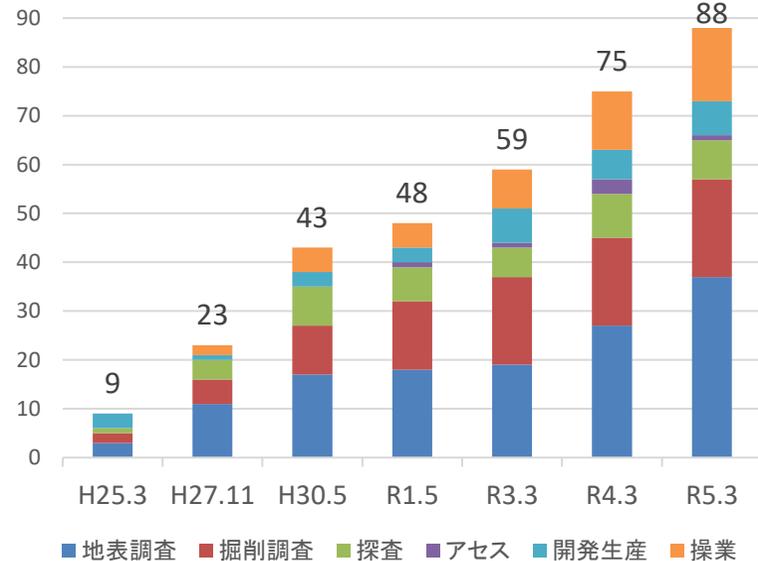
第1種特別地域内においても傾斜掘削を認める



平成24年3月 規制緩和

第2種・第3種特別地域内の小規模な地熱発電、真に優良事例としてふさわしいものを認める

図2 平成24年度以降における国立・国定公園内の地熱開発状況推移



| 国立・国定公園合計 | | | | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|------|------|------|------|
| | H25.3 | H27.11 | H30.5 | R1.5 | R3.3 | R4.3 | R5.3 |
| 地表調査 | 3 | 11 | 17 | 18 | 19 | 27 | 37 |
| 掘削調査 | 2 | 5 | 10 | 14 | 18 | 18 | 20 |
| 探査 | 1 | 4 | 8 | 7 | 6 | 9 | 8 |
| アセス | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 |
| 開發生産 | 3 | 1 | 3 | 3 | 7 | 6 | 7 |
| 操業 | 0 | 2 | 5 | 5 | 8 | 12 | 15 |
| 合計 | 9 | 23 | 43 | 48 | 59 | 75 | 88 |

科学的データの収集・調査（温泉モニタリング）について

【目的】

- ・自治体や温泉事業者の不安軽減→円滑な合意形成
- ・IoT活用の温泉モニタリング実施方法等を確立・普及

【設置状況】

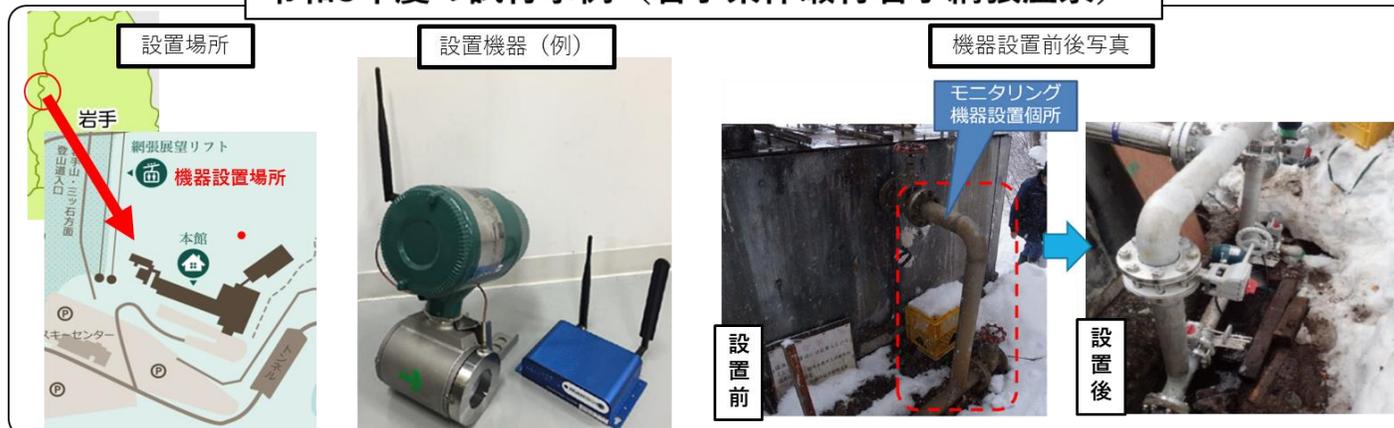
（地域数：①～⑱）

- ・北海道 ①弟子屈町：3箇所、②蘭越町：1箇所、②ニセコ町：1箇所、③函館市：1箇所
- ・青森県 ④風間浦村：1箇所
- ・岩手県 ⑤雫石町：1箇所
- ・宮城県 ⑥⑦栗原市：2箇所、⑧大崎市：1箇所、⑨川崎町：1箇所、⑨蔵王町：1箇所
- ・栃木県 ⑩那須塩原市：1箇所、⑪日光市：1箇所
- ・群馬県 ⑫片品村：1箇所
- ・新潟県 ⑬妙高市：1箇所
- ・岐阜県 ⑭高山市：1箇所
- ・大分県 ⑮由布市：1箇所、⑯九重町：1箇所
- ・熊本県 ⑰小国町：1箇所
- ・宮崎県 ⑱えびの市：1箇所

令和5年5月末時点実績
合計18地域 22箇所

令和6年度⇒「5地域程度」設置予定

令和3年度の試行事例（岩手県休暇村岩手網張温泉）



地域伴走支援の本格実施（各地方事務所に地熱専門官を配置）

- **地域脱炭素創生室**と連携し
改正温対法の**促進区域設定**を支援
- **温泉モニタリング**装置の設置調整
- 協議会参画等を通じた**合意形成支援**

**地域共生型の
地熱開発を推進**

北海道地方環境事務所：1名

地熱専門官の定員措置状況

R4年度：3名
R5年度：4名
R6年度：1名

計 8名

主な日本の地熱発電所位置図



森発電所

松尾八幡平地熱発電所

大沼地熱発電所

澄川地熱発電所

上の岱地熱発電所

山葵沢地熱発電所

柳津西山地熱発電所

釧路自然環境事務所：1名（R6年度）

東北地方環境事務所：2名

関東地方環境事務所：1名

信越自然環境事務所：1名

九州地方環境事務所：2名

滝上発電所
滝上バイナリー発電所

菅原バイナリー発電所

わいた地熱発電所

大岳発電所

杉乃井地熱発電所

発電所

発電所

山川発電所

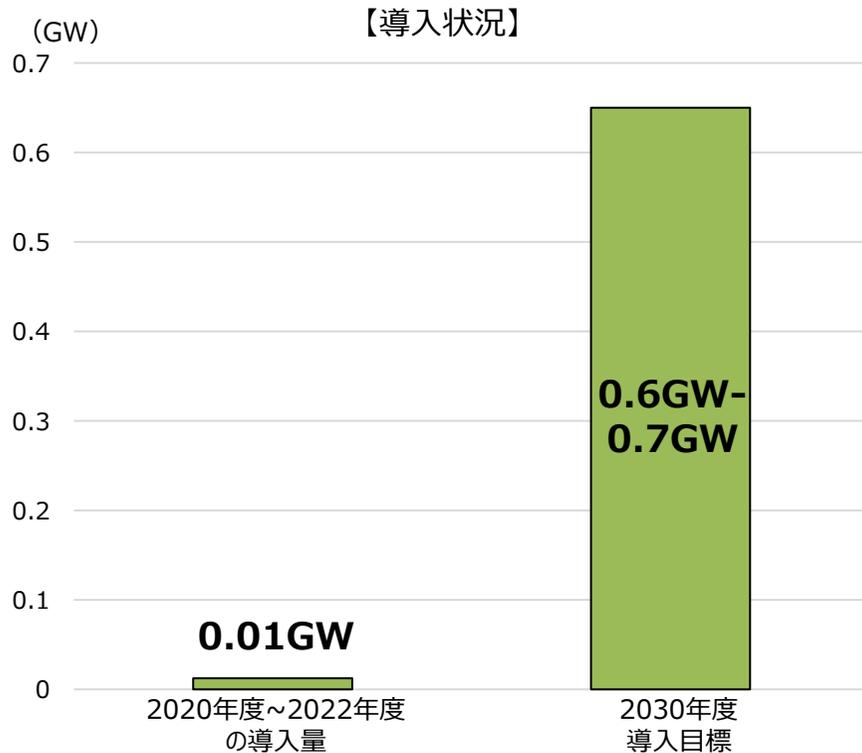
山川バイナリー発電所

八丁原発電所

八丁原バイナリー発電所

【施策】 廃棄物発電の導入加速 (0.6-0.7GW)

【省庁】 環境省



【導入量の把握方法】

- 一般廃棄物処理事業実態調査及び産業廃棄物処理施設状況調査報告書より、新たに使用開始した焼却施設等の発電容量からバイオマス比率を用いて推計（FIT導入分や非バイオマス廃棄物発電は計上外）。

【ミックス策定から現在までの取組内容】

【環境省】

- 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業を通じた支援を実施（2020年度以降、15件以上実施）するとともに、循環型社会形成推進交付金等を通じて廃棄物発電などのエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備に係る支援を行った。
- 令和2年度より「廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業」を実施（毎年8～10件程度）。これにより、高効率な廃熱のエネルギー回収や廃棄物燃料製造の廃棄物処理にかかる設備導入に対して事業経費の一部を補助を実施した。

【更なる導入拡大に向けた課題と今後の取組】

【課題①】人口減少などによる廃棄物量の減少

- 廃棄物の量が減少する中、3R+Renewableの取組によってもなお残る焼却せざるを得ない廃棄物からのエネルギー回収を推進するため、循環型社会形成推進交付金等を通じ、エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備に係る支援を引き続き行う。

【課題②】焼却処理施設の発電能力の向上

- 廃棄物処理の広域化や施設の集約化の推進による施設の大規模化等を通して、焼却処理施設の発電能力を向上させるとともに、エネルギー回収効率のより高い施設整備について、引き続き循環型社会形成推進交付金等を活用し支援する。



【令和6年度予算額 21,530百万円 (21,530百万円)】

【令和5年度補正予算額 22,943百万円】

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
- ② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

2. 事業内容

近年、気象災害が激化しており、台風や豪雨等により大きな被害をもたらされている。今後、気候変動により更に災害リスクが高まると予測されており、「気候変動×防災」の観点で災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての喫緊の課題となっていることから、廃棄物処理施設においても、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備や省エネ効果に優れた先進的設備の導入が必要である。このため、本事業では、以下の事業に要する費用の一部を補助する。

(1) 交付金

- ・新設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設) : 1/2、1/3交付
- ・改良 (エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設) : 1/2交付
- ・計画・調査策定 (計画支援・集約化等) : 1/3交付

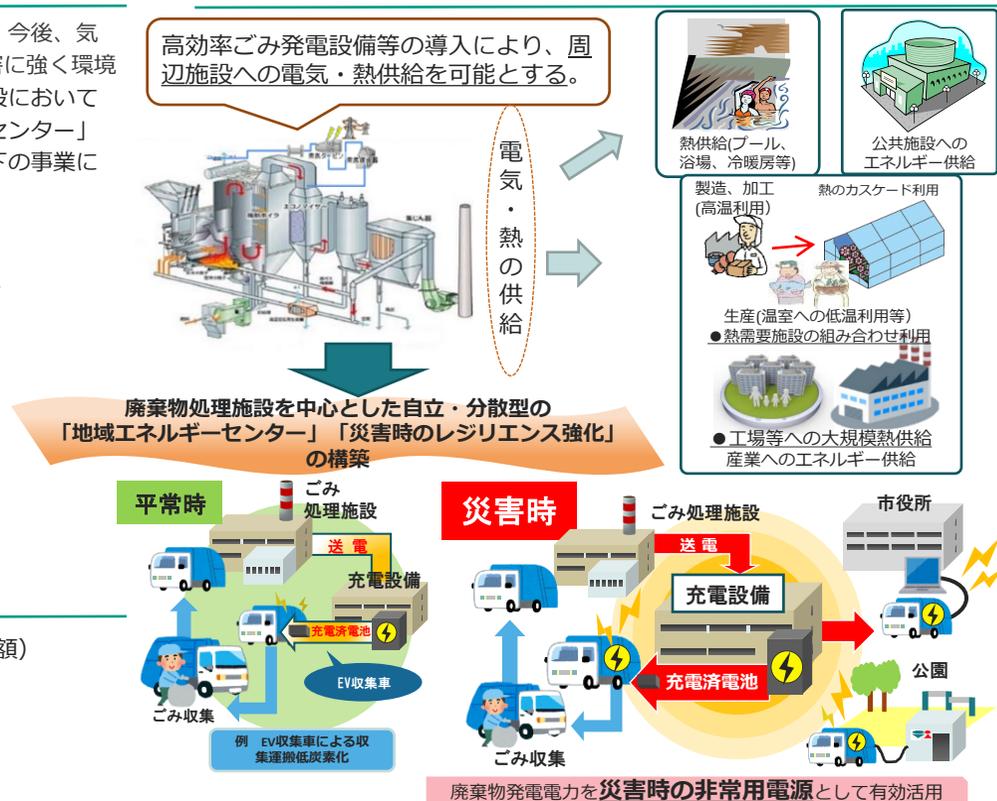
(2) 補助金

- ①新設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設) : 1/2、1/3補助
- ②改良 (エネルギー回収型廃棄物処理施設) : 1/2補助
- ③電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備 : 1/2補助
(災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶 : 差額の3/4補助、蓄電池 : 1/2補助)
- ④熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備 : 1/2補助
- ⑤廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査 : 定額補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金・間接補助事業 (交付・補助率1/2、1/3、差額の3/4、定額)
上記2. (1)、(2)①② : 市町村等
- 交付・補助対象 (2)③④⑤ : 市町村等・民間団体等
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



一般廃棄物処理施設の整備



【令和6年度予算額 49,518百万円 (49,442百万円)】 環境省
 【令和5年度補正予算額 95,140百万円】

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

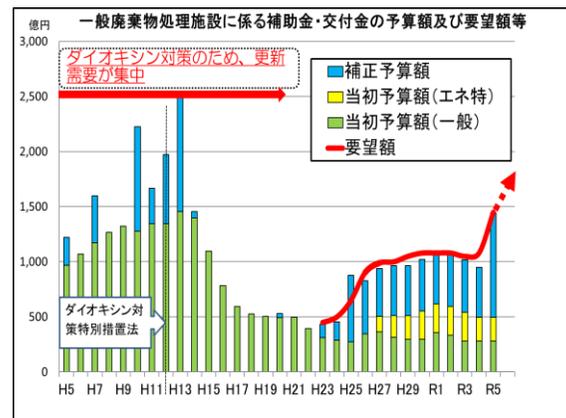
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率 1 / 3（一部 1 / 2 等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成 17 年度～

4. 予算額の推移、補助対象の例



<老朽化施設等の更新>



<被災時のリスク対策>



廃棄物発電電力を「災害時の非常用電源」として有効活用



廃棄物エネルギーの有効活用等により、地域循環共生圏構築に資する廃棄物処理事業を支援します。

1. 事業目的

- 廃棄物エネルギーを有効活用（発電等）等することで化石燃料の使用量を削減し、**社会全体での脱炭素化**を進める。
- 災害廃棄物の受入に関する地元自治体との協定の締結や地元産業へのエネルギー供給を交付の条件とすることなどにより、脱炭素化以外の政策目的の達成を図り、**地域循環共生圏の構築を促進**する。

2. 事業内容

- (1) 廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業
 廃棄物エネルギーを有効活用し社会全体での脱炭素化に資する事業のうち、地元自治体と災害廃棄物受入等に関する協定を結ぶことで**地域のレジリエンスの向上に貢献し**、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による**地域の活性化や地域外への資金流出防止等に資する**以下の事業を支援する。
- ① 廃熱を高効率で熱回収する設備（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設置・改良（熱や電気を施設外でも確実に利用すること）
 - ② 廃棄物から燃料を製造する設備（製造した燃料が確実に使用されること）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良
- (2) PCBに汚染された変圧器の高効率化によるCO2削減推進事業
 高効率変圧器の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、**交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図る**ため、変圧器のPCB含有の有無の調査及びPCBに汚染された変圧器の高効率変圧器への交換（リースによる導入も対象）に要する費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 10）
- 補助対象 (1) 民間事業者・団体、(2) 民間事業者・団体
- 実施期間 (1) 令和2～令和6年度、(2) 令和5～令和8年度

4. 事業イメージ

